

現代中国における中央と地方－諸侯経済下の中国に関する考察－長江流域を中心に

生 田 頼 孝

序章 本論文の目的意識

筆者は、2019年4月現在、仕事の関係で綿陽（中国・四川省）に暮らしている。

それ以前、2017年1月から今年2月にかけては大連に暮らし、その後、日本への一時帰国を経て、上海、北京と暮らして来たのである（2018年5月末から7月下旬までは湖北省武漢市に出張）。

大連から、日本に一時帰国する際、大連から上海まで鉄道に乗り、上海からは日中フェリーに乗り、帰国したが、大連－上海の鉄道の車窓から見た光景で当時の印象に残っているものとして、多くの列車の先頭で牽引している電気機関車の車体に「和諧」と大書されていたことがある。「和諧」と大書されていたのは、無論、中国共産党の方針によるものであろう。既に、これまでの研究でも、中国共産党が資本家の入党を許可することによって、同党が労農階級のための階級政党から、階級を超越した「国民政党」と化したことが指摘されて来た¹⁾。又、筆者は、中国共産党は、労働者－資本家といった階級対立を党内に抱え込んだため、ある程度の多様性を許容する「権威主義」政党と化したことを論じて来た²⁾。権威主義政権にとって、限定された多様性は、伝統的価値観の主張（今日の中国の場合、「中華民族の復興」等がそれに該当するだろう）³⁾と共に、同体制の特徴をなすものであるが、限定された多様性について論じる時、今日の中国において看過できないのが、「諸侯経済」と称する地域的多元性の出現であろう。

所謂「改革開放」路線がスタートして以来、中央（北京）の権力が、各地方へと下放されたが、その結果として、各地域が自地域の独自性を追求し、各地方、地域による自地域優先の経済運営、他地域排除の自地域保護主義経済運営としての「諸侯経済」が発生した。

「諸侯経済」をもたらした各地方への権力の下放も、中央（北京）を中心とする主権国家の枠内での話、ということであれば、「限定された多元性」の一種ということも言えるであろう。しかし、近年、中国共産党機関紙『人民日報』は、盛んに「中央権威の擁護」⁴⁾ということを主張する記事を掲載している。「諸侯経済」が「限定された多元性」を突破するかもしれない、という懸念の表れであろうか。「限定された多元性」を突破するとした場合、どのような事態が考えられるのであろうか。

辛亥革命時のような各省の中央からの独立であろうか。以前には、「諸侯経済」と人民解放軍各部隊等が結びつくことによる軍の中央への忠誠心の弱体化が言われたことがあった。又、人民解放軍内の五大派閥による軍の分裂、内乱化を論じる声もあった⁵⁾。故に、「分税制」を導入することによって、中央の財源を地方とは別に確保し、それを軍に配分することによって、軍の地方軍閥化を防いでいると思われる他、そのような措置によって、「諸侯経済」を「限定された多元性」に抑え込んでおこうとしてとしているのではないかと思われる。

しかし、「諸侯経済」は相変わらず続いている。中華人民共和国（今日の中国）は、事実上、中国共産党による一党制支配の国家である。その組織原理は「民主集中制」と称される中央集権体制である。「下級」（各級地方政府）は「上級」（中央）によって統御されている⁶⁾はずなのであるが、先の『人民日報』の記事では、それが機能していないようにも思われる。各地方政府による「諸侯経済」は、各地方の実情に適合するものであり、それゆえに地方経済が発展し、結果として、全体としての中国経済が成長するという構造があるのかもしれない。故に「諸侯経済」を否定すると、経済成長が鈍化し、人民に対する実効性と正統性を失う、というジレンマに今日の中国共産党政権は陥っているのではないか。

今日の中国で、各地方政府を「独立国」に例えると、独立国同士が互いに、自国の経済的利害の追求のために争っている姿となって来る。既に、「全国30の省、市、区は30の大諸侯であり、300数個の地区、市は300数個の中諸侯であり、2000数個の県（市）は2000数個の小諸侯であり、各々が発展を求め、各々が一方面に依拠し、各自が政治をなし」、国家の計画も顧みず、半ば「独立王国」と化している⁷⁾ことが指摘されている。所謂「ロウ・ポリテイクス」（経済的利害）の追求である。これに「ハイ・ポリテイクス」（軍事力）が加わり、各「独立国」の上に、それらを調停する存在としての「上部権威」がなければ、国際関係論で言うところの「リアリズム」（現実主義的国際関係論）⁸⁾であるのだが、先にも述べたように、軍事力は、北京が統御し、又、北京という「上部権威」が存在していることから、「諸侯経済」によって特徴づけられる今日の中国は、中国自身も加入しているWTO（世界貿易機関）⁹⁾によって各主権国家が調停されている今日の国際社会の姿に似ていると言えるかもしれない。

したがって、今日の中国共産党政権は、「民主集中制」を言いながら、各党支部、地方政府という「諸侯」の利害を調整する存在であり、中国共産党は、各地方支部の連合体と化しているという議論もできるのではないか。北京の中国共産党中央としては、経済成長の担い手としての各地方政府、党支部の動きを調整しつつ、各地方、地域間の貧富の格差等が生じないようにすること等で、全国的な実効性と正統性を確保したいところであろう。

故に、成長の担い手はやはり、各地方政府ということになるが、「諸侯経済」の状況の下、各地域間の自地域保護による経済的割拠が経済への流通活動への障壁となることによって、当該地域内外の自由な流通等を妨げ、全国的な経済の運営の障碍者となっているという現実がある¹⁰⁾。しかし、上海、広州等の先進地域¹¹⁾を中心とした経済圏が確立すれば、状況は変化するのではないか。

例えば、上海に本社を置く企業が周辺諸地域に進出する場合、地域間障壁がある場合、進出は難しい。しかし、それが存在しないか、低い場合、進出し易い。上海等からの企業を受け入れる各地域としても、進出の受容によって地元労働者の雇用やそれによる経済活性化等が見込まれれば、自地域の党支部、政府の実効性、正統性にとっても、プラス効果であるという意味では、有難いのではないか。故に、今日の中国の「諸侯経済」について論じる際には、各地方の経済圏に焦点をあてて論じる必要があると思われ、本論文では、上海を中心とした経済圏を取り上げたい。

しかし、地域間障壁を無くすか、低めることによって、中心地域（経済的先進地域）を中心とした経済を受容することは、中心地域の都合本位に周辺地域が動くことでもある。先進資本主義国の企業が、途上国の低賃金を求めて動くように、低賃金等を求めて動き、又、各地域の競争力の弱い産業を破壊してしまう可能性はないだろうか、という声もあがるかもしれない。所謂、国内「南北問題」の発生である。各地方政府の指導者等が自地域内産業がある程度困窮しても、成長の担い手と

して中心地域からの経済進出にかけるといっているのであれば、中心地域からの経済進出は容易である。しかし、地方政府が地元企業の資本家・経営者等と利害が通じていたり、又、地方政府自らが企業を経営する等、一種の資本家と化している場合には、障壁を高くする道を選ぶかもしれない。さらに、各地域の資本家－労働者といった性格の階級対立も生じて来よう¹²⁾。したがって、その是正等のために、所謂、政治権力への「市民参加」による民意の反映等の「民主化」が必要になってくるのであり、それによる行政権力の是正が欠かせなくなって来よう。故に、「諸侯経済」を論じるためには、地域間格差の他、各地方、地域内での経済的配分格差の問題、それへの対処としての階級闘争（理論）等の検討が必要になってくると言えよう。

以上、「諸侯経済」の状況にある今日の中国について、主に進出される側、いわば「周辺」の立場から、仮説を組み立ててみた。これらの状況に対し、「中央」（北京）が「上部機関」として、どのように対処するのも、興味あるところであり、又、検討すべき課題であろう。

したがって、「諸侯経済」の検討にあたって、以下の点が検討すべき課題であることが明らかになる。①ある種の先進地域を中心とした経済圏の検討。本論文では既述の通り、上海を中心とする。②中心部から進出される諸地域の現実。③各「周辺」への（経済的）「中心」からの経済進出等に対する「上部権威」としての「中央」（北京）の対処、等である。以上の3点について検討する前に、研究の現況を確認するため、次章では先行研究の確認を行いたい。

第1章 先行研究の検討

第1節 人民中国成立以降の中国における中央－地方関係

中国における中央－地方関係に関する問題は、今日の「諸侯経済」のみならず、中華民国期における連省自治¹³⁾等、中国近現代史において、様々に見られる。中華人民共和国成立以降も、毛沢東の「十大関係論」¹⁴⁾に見られるように、中央－地方の利害対立等には目立ったものがあつたと言えよう。これまでの先行研究では、これらの問題はどのように理解されて来たのであろうか。論文「理解当代中国的中央与地方関係」は、その問題を次のように整理する。

中華人民共和国成立は1949年10月1日のことであつたが、同年9月29日の中国人民政治協商会議にて通達された「中国人民政治協商会議共同綱領」において、中央各機関と同時に、各級地方人民政府が成立したのであつた。同体制は、高度に中央集権化された「単一政治体制」であつた¹⁵⁾。翌年3月に、政務院（現・国務院）の発布した「關於統一国家財政經濟工作的決定」（国家財政經濟工作を統一することに関する決定）において、「全国の財政、經濟、金融、行政管理権は全て、中央政府の手中に集中し」¹⁶⁾、地方政府は、中央に対応する形で「条条」（中央集権）の管理体制の初めての形成となつたのであつた¹⁷⁾。同時に、中央－省の間に、「六大行政区」（東北、華北、華東、西南、中南、西北）が置かれ、1954年6月の取り消しまで続いていた¹⁸⁾。

「六大行政区」には、人民解放軍の各派閥が対応していた。中華人民共和国成立の理論的基礎は、毛沢東の暴力革命論であり、その担い手は人民解放軍であつた。人民解放軍の存在なくしては、中華人民共和国は成立し得ない性格のものであつたと言えよう。したがって、人民解放軍による各地の制圧は不可避であり、人民解放軍内の派閥という現実に合わせて行政区域の設置は、現実的統治でもあつたと言えよう¹⁹⁾。

後に六大行政区を解消し得たのは、すでに毛沢東に忠実な部下で、中国共産党、人民解放軍の内部が固められていたからだとも言えようが、毛沢東以外の中国共産党各幹部の間にも、当時の米国との対立、台湾とのにらみ合い等、1つの主権国家として、中国をまとめねば、清朝末期以降、外国に侵略され、半植民地化したこと等の問題に対処できない、という危機意識もあったのではないだろうか。その意味では、中華人民共和国建国当時、毛沢東と他の中国共産党幹部の思考のベクトルは一致しており、又、それまで毛沢東と共に戦って来た以上、その旗印は「毛沢東思想」ということになるだろう。

大行政区廃止の前年（1953年）、第一次5ヵ年計画が始まった。この時の経済建設は極めて中央集権的であり、地方の積極性を損ね、又、「中央機構の水ぶくれ」を招いた。毛沢東が「十大関係論」を著したのは、この問題の最中の1956年のことであった。翌年には、ある程度の分権がなされたが、58年には、大躍進の展開に伴って、地方政府は、比較的、大きな権限を得るようになった²⁰⁾。この時期、なぜ、地方政府は大きな権限を入手し得たのか。

毛沢東はこの当時、農業集団化の速度が遅いことに立腹して、「省・市・自治区委員会書記会議」を独自に開く等、正規の制度を無視した行動に出ている²¹⁾。毛沢東がこのような行動に出られたのは、革命の担い手である人民解放軍の指揮命令権を握っていたからだと言える。軍事力を重視する毛沢東の理論においては、党-軍関係の転倒さえ起きているとされるが、この時も、軍事力を背景に、各地方政府幹部を味方に付け、彼等に権限を配分することによって、大躍進の各地方単位での遂行を目論んでいたのではないか。各地方幹部としても、重視されるべき軍事力を掌握している毛沢東になびく動きを見せたのではないかと考えられる。

しかし、大躍進は、経済のバランスを破壊し、経済混乱を招いた。経済は調整政策に入り、中央、省が各地域に下放した権力は「一律に回収された」のであった²²⁾。一度、下放した権限を中央が回収し得たのは、大躍進の失敗によって、餓死者が出る等し、毛沢東自身が自己批判せざるを得なくなった他、国家主席の地位を劉少奇に譲らざるを得なくなったからであろう。換言すれば、毛沢東も、それまでのような“積極性”は見せれなかったとも言える。

だが、中央に権限を回収して間もなく、中央集権の弊害が現れ、又も、権限を下放せざるを得なくなったのであった²³⁾。1970年には、基本建設の投資、投資分配、財政収支の受け持ちが地方政府に対してなされ、計画は「塊塊」（地方）を主とすることが決められた。しかし、これらは地区や部門ごとの分割といった混乱を招いた²⁴⁾。

1970年は、その4年前から始まった文化大革命の最中である。文革当時、「中央集権の効果は決して理想ではない」とされた²⁵⁾。大躍進当時と同様、毛沢東は、人民解放軍の軍事力を利用しつつ、地方を味方につけて、中央（北京）を包囲、攻略せんとしていたのであろう。文化大革命は、調整政策を進めることで毛沢東の不満をかってきた「中央」（北京）への毛沢東の「革命」とも言えるからである²⁶⁾。毛沢東に攻撃された劉少奇は国家主席でありながら、開封（河南省）での病死という悲惨な最後であったが、毛沢東が重視する軍事力である人民解放軍に影響力を持つ鄧小平²⁷⁾は、殺されずに生き残った。鄧小平は1975年、混乱する経済の立て直しのために、権力の集権化を行った。翌76年、“四人組”が粉碎された後、中央は、交通、郵便、電信等の統一的指導を強化し、「部分的税収、財政、物資管理権限を中央へと収納した」のであった²⁸⁾。

毛沢東は、同76年9月に逝去し、中華人民共和国の歴史は、1つの区切りがついたとも言えよう。本節では、中華人民共和国建国以降の中央-地方関係を筆者の見解をも混じえつつ、整理してみた。

軍事力を重視する毛沢東によって建国された中華人民共和国には、主権国家としてのまとまりを求めて、集権化せざるを得ない事情があったと言えるが、現実の問題として、中央集権は、弊害も大きく、ために地方に権限を譲渡する一種の分権化がなされたものの、分権化は、地方ごとの経済分割、全国的バランスの欠如といった矛盾をもたらした。中央集権－地方分権は、いずれも弊害があり、中華人民共和国建国以降の中国の経済建設は、この両者のせめぎ合いであったと言えそうである。そうした状況の中で、毛沢東は自分の「理想」の追求のために、人民解放軍の軍事力を背景としつつ、「地方」を味方につけ、行動していたと言えよう。毛沢東としては、自らの行動力の源泉としての人民解放軍のみは、完全に掌握し、分裂等の事態は避けねばならなかった²⁹⁾。鄧小平が劉少奇と対称的に生き残りえたのはそのためでもあった。

毛沢東逝去後、実権を握ったのは、本節でも論じた毛沢東時代を生き抜いた鄧小平であった。鄧小平は実権掌握の際、国家主席や中国共産党総書記の地位にはつかなかつたが、中国共産党中央軍事委員会主席の地位には就任し、毛沢東同様、人民解放軍を掌握し、軍事力を重視する姿勢を見ている。鄧小平時代を象徴するものは、無論、市場経済と対外開放を特徴とする「改革開放」政策である。「改革開放」政策開始以降、中国における中央－地方関係は、どのような姿を見せたのであろうか。

第2節 改革開放以降の中央－地方関係

改革開放以降の中央－地方関係は、単なる「収権」と「放権」ではなく、「多様な特徴」を有していたが、主たるものは中央－地方の財力格差に関連した「財政改革」と中央－地方の権限に関連した「政府機構改革」でもあった。

1980、85、88年と三度に渡って、地方政府への「放権譲利」的な税制改革がなされ、その結果、「地方、部門と企業の財権と自主権を拡大し、同じからざる程度上、中央と地方の収入機構に対して、調整を進行させ、かつ、中央と地方政府の財力格差を改変し、一方面で地方政府の積極性を調動し、別の一方面では、逆に中央をして弱い境地に陥らせ、かつ、これによって、中央政府のマクロ・コントロール能力を減損させたのであった」³⁰⁾。

以上の事態を受けて、1994年1月から、「分税制」が実施されている。「分税制」は、税の種類によって中央－地方の収入を区分することや、中央－地方の権限や支出の区分の明確化等を特徴としており、中央政府の収入改善等には貢献したものの、二元経済の固定化等があり、「広大な農村地区と中西部地区の地方財力とその膨大な財力支出は、比べて見れば、大きな不足に直面しており、これらの区域の地方政府は同じからざる程度に、苦しい財政困難を有しており、これにより、地方政府は、分税制改革の中で、決して、中央政府と同程度の財力増量を享受しえていない」³¹⁾のであった。

各地方が、独自に経済運営を行うから、「諸侯経済」が発生するとも言える³²⁾。それによる半ば分裂した状況を修復し、中央による統御を回復しようというわけだが、地区、地域によっては、経済困難をもたらしている状況があることがうかがえる。それでも、まず、税収において、国家としての統一性を保持せんということなのであろう。ことに、革命遂行時代、そして、中華人民共和国建国以降も重視されつづけて来た軍事力としての人民解放軍が、かねてからの軍内派閥の存在と相俟って、中央への忠誠心を弱体化させ、地方分裂状態になることを避けるためにも、中央税収、財政の改善は不可避だったのであろう。ここまでは、「財政改革」について見て来た。では、「政府機

構改革」についてはどうか。

「改革開放」政策開始以降、市場経済の導入が進むにつれて、「政府の役割は、経済活動の主体から経済サービスの主体へと移って来た」のであり、6回にわたって、大規模な政府機構の改革がなされて来た³³⁾。最初のそれは、1982年のことであり、「省以下の各級政府は、企業管理権限の下放のテストケースを進めた」が、中央集権的計画体制は、未だ改変されず、各級政府権限の大幅変更もなかった。次は6年後の88年のことであり、「政企分開、党政分開」が言われた他、中央政府が经济管理から、サービス者の役割へと転換する契機を提供した。3回目は、93年のことであり、重点は「マクロコントロールや監督部門の強化、社会管理職能部門の強化」であり、これらを通して、「中央政府は一部門の専門部門を行政管理機構あるいは経済実体に転じ、かつ、地方政府は強力に機構を簡素化し、人員を減らして効力を増した」のであった³⁴⁾。4回目は、98年のことであり、この改革では、「中央政府は、ある種の経済を直接管理する専門部門と行政性の企業を調整、又は廃止し、マクロコントロールと執法監督部門を強化し、地方政府は上から下へと徐々に秩序ある機構改革を進行させ、機構と人員を簡素化した。この改革を通して、各級政府は徐々に主たる経済運営手段、法律手段を社会管理サービスへと転向させ、その権限と機構は大きな変化を起こした」³⁵⁾。5回目は再び5年後の2003年のことであり、引き続き、「政企分開」を言いつつも、「政府機構設置の調整」や「行政の審査、許可の減少」、「政府管理水準の引き上げ」等がなされた。国務院の機構改革としては、国有資産管理体制の改革深化や、マクロコントロールの完全化、金融の健全化、流通改革、食品の安全強化等がなされ、「地方政府も相応の改革を進めた」とされる³⁶⁾。

マクロコントロールについて、地方政府が相応の改革を進めたならば、中国全土の経済の統合が進み、「諸侯経済」は発生し難いと思われる。上記は、本章第1節で引用した「理解当代中国的中央与地方関係」からの引用であるが、2003年の改革について、地方政府は、どのような改革を進めたのであろうか。例えば、「食品の安全強化」を進めたのかもしれない。市場経済が浸透する中で、消費者の意識も変化し、より高品質かつ安全な商品を求めるだろうからである。より能率の良い配達サービスの追求という意味で、「流通改革」も行われたのかもしれない。「金融の健全化」も、上記二者を支えるという意味ではだったろう。これらの動きは、各地域の住民が消費者として、「主人公は自分達である」という意識を生み出すであろう。このような意識は所謂「市民社会」(民衆による自主管理社会)の発生と言ってもよいだろう³⁷⁾。2008年の「民のための執政」、「社会主義民主政治の発展」がうたわれている。それも人々の意識の変化による「市民社会」の発生を反映したものではないか。

しかし、「社会」を担う「市民」の多くは、消費者であると同時に、労働者でもある。他地域との流通、経済の自由化、換言すれば「諸侯経済」の解除は、自地域の商品等の競争敗退による各分野での職場の縮小、倒産による労働者としての地位の喪失(失業者化)といった危惧を、「諸侯経済」下にある各地域の「市民」に抱かせているのかもしれない。序章末尾②で「検討すべき」とした事態でもある。しかし、同じく序章末尾で提起した①で示した「先進地域を中心とした経済圏」が、各地域に雇用や経済改善をもたらしてくれるれば、「諸侯経済」による各地域間の障壁は低くなり、又、経済圏も構築しやすくなる、という議論も可能ではないか。これらの①、②を踏まえつつ、やはり序章末尾で提起した③も検討が必要になって来よう。以上を踏まえつつ、次節では「諸侯経済」の実態に関する先行研究を検討したい。

第3節 「諸侯経済」の実態

雑誌記事「“行政経済”：地方保護主義的温床」は、改革開放体制下での行政機構改革を次のように論じる。

「1979年以來、中央は一貫して放権譲利を改革の主たる線としてきた。放権中、市場システムは決して、真正に建立されたわけではなく、経済管理能力は、単に中央政府から地方政府に下放されただけであり、中国の経済体制もまた、単に過去の条条を主とすることから、現在の条塊併存へと変化したのみであり、30個の地方諸侯が各自で政策を為しているのである。地方政府は放権譲利後、直接国民経済を組織する実体となり、大々的に、資源を動員する能力と経済事務を処理する効率を脅かさせて来たが、このコントロール方式は、本質的にはなおも“行政経済”である」³⁸⁾。

以上は、地方レベルで、前節で触れた政企分開が進んでいないことを思わせる記事である。同記事によれば、「執法系統が垂直に設置されておらず、故にそれは、容易に地方政府が当地の非自然的競争力を増強する道具と化する」³⁹⁾のである。「民主集中制」を国家の基本原理にしているにも関わらず、放権譲利によって、司法の解釈権も各地方政府に移ってしまったようだが⁴⁰⁾、同記事は、特に注意すべきものとして、「市場メカニズムと無関係な行政執法部門と司法部門内において、結局は“創収”メカニズムを引き出し、そちらをして、再び、社会の最大利益をもって追求目標とさせず、社会の各利益集団間の利益の再分配を巻き込み、自己の私利をはかっている」⁴¹⁾ことを挙げている。

以上は、各地方レベルでの政治腐敗を思わせる記事である。場合によっては、中国共産党の政権としての正統性を揺るがしかねない問題であろう。しかし、前節等でも指摘したように、「諸侯経済」を労働者保護等の面から見たとしたら、どうであろうか。この件に関して参考になる雑誌記事が「関注中国諸侯経済」である。

同記事は、1980年代の財政受け持ち制度によってもたらされた中央財政の低下は、「分税制」によって抑え込まれたとしつつ、「中国の財政制度は既に高度に連邦化した」と指摘する⁴²⁾。又、中央は地方の共産党幹部の任免権を有してはいるものの、「財政の分権によって、中央の地方の拘束には微妙に変化が生じている。利益が得られる時には、地方政府は更に多く、中央に対する服従の態度をとるが、利益が無い時には、地方政府はまさにあっさり疎遠な態度をとる」⁴³⁾のである。この他、「財政の連邦制化は、地方保護主義を奨励し、全国统一市場の形成に障害をきたし、地区発展の不均衡を強めている」一方、各地方の企業誘致への過度な競争を引き起こしているとする⁴⁴⁾。

さらに、1990年初期頃から、企業の売却、破産も進み、人員の新たな居場所づくりも、社会安定のために課題となった。国営企業の大量の余剰人員の解雇も企業運営のためには必要となった。「中央の下達した社会安定という政治任務のためには、各地方政府は人員問題を優先して考慮しないわけにはいかないのがであった」⁴⁵⁾。

「関注中国諸侯経済」は次のような事例をのべる。つまり、天津のある国有企業がオーストラリア企業に売却される時、オーストラリア企業側は、全労働者の受け入れを表明したが、このオーストラリア企業は2年後、この企業を売りに出し、買い取った側の企業は大幅な人員整理を行なった。新企業の人員削減は、合法的であり、オーストラリア企業の行いも契約違反ではなかった。政府が、オーストラリア企業から買い取った新企業側に、労働者の継続受け入れ等を強く主張した場合、一種の悪例を残し、以後、企業改革、再建等で「顧みる者がいなくなったかもしれない」が、地方政府が買い取った側による人員整理を許可したならば、労働者に損害を与えるのである⁴⁶⁾。

地方政府としては、経済の能率化をはかりたいが、一方で、労働者の解雇等による社会の不安定

化というジレンマを抱えているということを示唆する記事である。前節末尾等で検討した「市民社会」の問題等と関連する事態である。つまり、各地域に進出した企業が、経済の効率化と同時に雇用の受け皿となることを求められていることが窺える「諸侯経済」による各地域間の障壁は依然として高いものがあるのであろう。それは、序章で見た『人民日報』の記事からも推測できる。しかし、中央（北京）が、それを解消するのも難しい。そこで、「諸侯経済」の状況の下、発展している諸地域に、発展の度合いが低い諸地域への経済進出を促し、既発展－未発展の両地域に経済的利益、例えば、前者には、更なる収入を、後者には、雇用確保や開発促進を進める等の構図を求めるといったことが必要になっているのではないだろうか。これが、例えば、序章でも検討した「上海、広州等の先進地域を中心とした経済圏」の確立による「状況の変化」である。

では、こうした状況の下で、中央－地方のあるべき姿は、どのように議論されて来たのであろうか。

第4節 中央－地方関係についての見解

第1節で引用した論文「理解当代中国的中央与地方関係」は、最後の部分で次のように述べる。

「変化する中国において、中央と地方の関係は一度は指導と被指導の関係であったが、市場化改革の推進に合わせて、中央と地方の間には徐々に協力のメカニズムが引き入れられた。協力メカニズム引き入れの前提条件は、中央地方と地方政府間の共同を要する利益であり、この種の共同利益の取得要求は政府権力機構に対して、優れたものを進め、又、中央と地方政府間の権力関係を調整するものである。市場改革の背景の下、市場経済条件に適応し、又、民主政治制度上の基礎において、合理的に集権と分権の関係を調整せねばならないということは、十分に、中央と地方の両者の関係の積極性を発揮するものである。市場経済発展に内在する牽引力は、中央政府が地方政府に対して分権せねばならないことを要求しているが、分権と同時に、権力の監督と制約の工作をせねばならないのであり、さもなくば、必然的に、重ねて、“分権－集権－再分権……”の止まることなき循環に陥るであろう」⁴⁷⁾。

中央に権力が集中し、各地方が経済的に苦しくなると、地方に分権せざるを得なくなるが、地方分権によって、中央財政等が悪化すると、その改善のために再集権せざるを得なくなる。しかし、再度の各地方の経済悪化によって、再分権が求められるというゼロサムゲーム的な循環を繰り返すわけである。故にそれを乗り越え得るメカニズムが必要なわけである。この「ゼロサムゲーム」的中央－地方関係を批判的に捉えた論文としては、上記の他、「跨越零和：思考当代中国的中央地方関係」がある。

同論文は、中央－省の関係に焦点をあてつつ、筆者の見解として、次のように述べる。「ゼロサムゲームをもって、中央と地方の関係を理解せんとする試みは、一種の解決不能な難題を作り出しうるのである。分析者は、どのような条件及び状況の下で、中央と省の間のゲーム規則が、あるいは変化を発生させ得るのか、を想像し得ないのである。分析家達は一致して、以前の中国政治闘争の残酷性は、権威主義本質と政治体制制度化の低すぎではあるが、それらのゼロサムゲーム分析は、かえって一種の静態的権力画面を導き、集権と分権をして、休むことなく、止まることのない循環往復をさせた、と認識している」⁴⁸⁾。

又、同論文は次のようにも言う。

「我々は中央集権的視角を捨て、国家能力の研究モデルに注意を転じなくてはならない。重ねて中

中央と省の関係を定義する必要がある、これを中央と地方をして、各自の目標を達成するための相互作用の過程と見るのである。中央と省の国家等級行政での地位は対称的ではないことによって、制度規制の変化は、中央の同意を得、且つ又、そこから正式に制定されねばならない。しかし、中央は決して完全な決定権を有しているわけではない。更に多くの実際の状況は、中央と地方の相互作用の下、中央は新しい規則の制定を通して自己と省政府の利益を保護しているのである」⁴⁹⁾。

以上の先行研究から、中央－地方関係においては、両者の利益に配慮した制度や運営が求められていることが窺える。中央－地方の関係を本章第2節末尾でも論じた「経済圏」に当てはめれば、その「経済圏」内部での先進地域（中心）と周辺地域（地方）といった構図も可能ではないか。先にも指摘したとおり、分税制で苦しくなった中国中西部の経済発展圏として、「上海を中心とした都市群」が挙げられている。これらは「長江三角州」とも言われるが、「長江三角州」は、面積は全国土の10分の1前後ながら、全中国のGDPの20%を産出していることが指摘されている⁵⁰⁾。

この「長江」に関する上海を中心とする経済圏についての問題、又、本章第2節でも触れた「市民社会」の現れによる所謂「民主化」や本節でも触れた「民主政治制度」の問題については、周知の通り、中国共産党が政権等である以上、中国共産党の動きに注目する必要がある。昨年（2018年）、同党は、第19回党大会を開催し、新たな時代に入らんとしている。故にまず、第19回党大会をも含めつつ、「経済圏」の問題を含めた中央－地方関係の問題、さらに「民主化」等について、検討してみたい。

第2章 近年の中国共産党の動き

第1節 文革の教訓

2018年の中国共産党第19回党大会は、鄧小平の実権掌握後の「改革開放」の延長にあることは無論である。「改革開放」は、どのような政策を打ち出したのであろうか。

既に触れたように、鄧小平の実権掌握前に、「包括的抑圧体制」（権力による社会に対する異議申し立てなき動員）というべき「文化大革命」（1966 - 1976）があった。今日、中国共産党自身が文化大革命を次のように言う。

「“文化大革命”は十年に達する動乱であり、党、国家と各民族人民を新中国成立以来、最長の時間、最広範囲に、最大の損失を与えた挫折であった」⁵¹⁾と位置づける。文化大革命は、多くの教訓を残した。中共中央党史研究室は、以下のように指摘する。

「(一) 科学的にマルクス＝レーニン主義に相對し、正確に中国の基本国情を把握し、實際から、“何が社会主義か”と“如何に社会主義を建設するか”という問題を認識を出発させ、中国自身の社会主義を建設する道を探索せねばならない。毛沢東が文化大革命を發動した出発点は、社会主義とマルクス＝レーニン主義を守りたいという純潔性だった。彼は“文化大革命”中に大きな過ちを犯した時、さらに多く、全党がマルクス、エンゲルス、レーニンの著作を真剣に学習するように要求し、始終、自己の理念と実践がマルクス主義的であり、無産階級専政を固めるために必要と認識していた。しかし、歴史は、“文化大革命”は“修正主義路線”或いは“資本主義の道”と同じ闘争であり、根本から実事の根柢を有さず、一系列の重大問題上、是非と敵味方をいり交えていると言われている。“文化大革命”は反面から、我々に、マルクス＝レーニン主義は、我が国の社会主義事業のため

に方向を指し示してはいるが、我々が中国社会主義のプロセス中の具体的問題を考え、又、解決することに代替できないということを教えている。国情は千差万別であり、時代は不断に前進しており、我が国の基本国情と新時代の特徴を正確に把握し、中国の経済、文化の落ちぶれという実際から出発し、社会主義建設の長期性と複雑性を十分に認識し、不断に新しい科学的理論概括を作り出してのみ、マルクス＝レーニン主義に対する再認識を深化しうるのであり、中国の特色ある社会主義の正確な道の建設を探し求めうるのである。

(二) 正確に社会主義社会の主要矛盾と党の主要な任務を認識し、力量を生産力の発展のために集中させねばならず、かつ、“階級闘争をもって中心とすること”はできないのである。“文化大革命”の発動は理論上の社会主義の形勢および、党と国家の政治状況に対して、間違った判断をなした産物であり、誤った理論指導の下での誤った実践であった。人民民主専政の国家政権建立以後、特に、社会主義基本制度建立以後、生産力を発展させ、正確に経済建設を指導することは、党の社会主義建設時期における中心的任務である。社会主義社会中、一定の範囲で存在している階級闘争に対して、ただ、党の指導の下でのみ、主として国家の法律に依存して進行させるのであり、この種の階級闘争は容易に全国レベルの階級闘争と同等にし得ないのであり、さらに、これを拡大して、1つの階級が1つの階級を転覆することを進めねばならないという“政治大革命”、全面奪権闘争とは為し得ないのである。

(三) 党と国家の指導制度を改革し、完全なものとし、民主集中制と集団指導原則を健全にし、いかなる形の個人崇拜や個人専断にも反対せねばならない。“文化大革命”が起こって、かつ十年の長さにわたった故に、党や国家の指導制度が極めて不健全で、党の権力が過度に個人に集中することと密接な関係が生まれた。毛沢東の“左”傾な間違いである個人指導、家長制と一声が実際に代替し、彼の個人崇拜に対して、熱狂的に到る程度が鼓吹され、かつ、いかなる不同意も反対の声も許容されなかった。これはまさに、民主集中制をして嚴重に破壊するものであり、党と国家に“文化大革命”の発動と発展を防止し、制止することを難しくするものである。

(四) 社会主義民主を発展させ、社会主義法制を強めねばならず、かつ、“大民主”と“造反有理”を実行することはできない。長期にわたって、社会主義民主法制建設は、重視されず、本来、比較的薄弱だった民主法制は次第に弱められ、“文化大革命”に至って、空前の破壊に遭った。これは1つの沈痛な教訓である。民主と法制のないところには、まさに社会主義もないのである。中国が4つの近代化を実現することにおいて、社会主義民主を発展させ、社会主義法制を保証することは根本の保証である。党は民主政治建設のために人民を指導し、民主を制度化し、法律化せねばならない。つまり、不断に国家の経済、政治、文化、社会生活の法制化、規範化を不断に推進せねばならず、国家の憲法と法律をして、不可侵の神聖な権威を持たせしめ、全体的な公民の民主権利をして切実な保証を得さしめねばならず、党は憲法と法律の範囲内で活動せねばならず、いかなる一級党组织やその指導者も皆、法を超える特権を有することはできないのである。

(五) 正確な党の建設の方針と政策を制定し、不断に政権党の建設を強めねばならず、かつ、階級闘争、路線闘争を党の建設の主たる内容と方法とすることはできない。社会主義の歴史的時期において、経済建設という中心任務を囲んで党の建設を進行させ、党の建設を経済、政治、文化等の方面の建設と緊密に結合させ、党の幹部と党員を人民群衆から離脱させないように教育し、始終、党と人民の血肉を保持せねばならない。つまり、肌体中に存在している暗い面と党員幹部隊伍中に存在している問題に対しては、高度な重視を要してはいるが、实事求是の見通しをつくり出さねばな

らず、誇大化はできず、さらに簡単に見ることは、階級闘争、路線闘争の反映である。党章の要求に符合し、憲法と法律の規定に符号する正確な道筋を持って、党内に存在する問題を解決せねばならず、「文化大革命」のような階級闘争を採る方法で各組織を「再建」することはできないのである」⁵²⁾。

上記の(三)において、中国共産党は、毛沢東への個人崇拜と「党の権力が過度に個人に集中すること」、「家長制」等を自己批判している。しかし、革命遂行の為に効率よく革命の為に組織を運用し、党の勢力を集中させるためには、「一枚岩の団結」にならざるを得ない故に、ある種の「家長制」、党内権力の過度な個人集中は避けられなかったであろう。日本の中国侵略中の1941 - 42年にかけて、中国共産党の根拠地・延安で行われた「整風運動」による粛清、中国共産党第7回党大会(1945年)での「毛沢東思想」の指導方針化等、既に、中華人民共和国建国以前から、一種の「党権力の過度の個人集中」の動きは出ていた⁵³⁾。

さらに、上記の(四)で、「大民主」と「造反有理」が批判されている。しかし、毛沢東率いる中国共産党の革命が、既存の議会制民主主義の体制、枠組から外れ⁵⁴⁾、或いは、既に指摘したように、議会制民主主義の体制を軍事力の重視によって否定することになった以上、中華人民共和国は当初から、「大民主」と「造反有理」の性格を帯びていた。これらの概念は軍事力による「包括的抑圧体制」(ある目的の達成のために、民衆が異議申し立てなく、政治権力によって参加させられる体制。中国革命は、文字通り、「革命」の遂行が「目的」である)⁵⁵⁾であるが故に、軍事力である人民解放軍を掌握している者が事実上の権力者であり、中国革命やその結果として建国された中華人民共和国の歴史は、文化大革命をも含めて、この点では一貫していたと言えよう。

さらに、中国革命が軍事力を重視する暴力革命と化した理由として、マルクスの言う生産手段の所有の問題を中心とした階級闘争⁵⁶⁾が挙げられよう。毛沢東の革命は、主に農村部を中心として行われたが、革命前の農村では、地主(有産階級) - 農民(無産階級)という生産手段としての土地の所有をめぐる階級対立が存在していた。毛沢東の革命はこの問題の解消のためであったとも言えるが、このような社会構造の下では、議会制民主主義は機能し難い。やがて、有産階級 - 無産階級の生産手段をめぐる妥協なき対立を惹起すると思われるからである⁵⁷⁾。

こうした社会構造が革命によって解消された後、革命前のそれに反動化しないようにするためには、革命政権(上部構造)が「社会」(下部構造)に対し、抑圧的にならざるを得ない。政治面では、地主制度の復活を唱える反革命的勢力が姿を現すのを抑え込み、経済面では、統制経済にならざるを得ない。経済を自由化すると、貧富の差が発生し、成功した者はさらなる自由化、市場経済化を主張し、不満な者は逆に統制経済への回帰を言うであろう。場合によっては、政権分裂の危機を迎えるかもしれない。あるいは、「反革命的勢力が姿を現す」かもしれない。故に、階級闘争に基づく革命政権は、「社会」に抑圧的にならざるを得なくなる。そうした社会は無論、「市民社会」ではない。このような抑圧的性格の政権に対しては、「社会」からの不満が高まり、「実効性」、「正統性」が疑わしくなってくるであろう。本節冒頭の引用内の(二)で、中国共産党自身が「力量を生産力の発展のために集中させねばならず、かつ、「階級闘争をもって中心とすること」はできない」としたのは、以上のような一面の反映でもあったと言えるのではないか。「改革開放」政策がスタートしたのは、「生産力」向上による経済状況改善のためであるが、その結果、貧富の差が拡大し、現行の中国共産党体制にその解消への実効性がなければ、体制そのものへの不満から、再び「大民主」、「造反有理」の声が社会の中から上がるかもしれない⁵⁸⁾。

以上のように考えると、ある種の階級対立の緩和等が必要なことが分かる。今日の中国には、既に労使（労資）紛争等の階級対立が存在しており⁵⁹⁾、階級対立が存在していることを前提としつつ、社内の労使（労資）関係の改善等によって、その過激化を防ぐ手立てが必要とされていよう。「労使（労資）関係の改善等」が、ほぼ平等な配分等を実践し得れば、「造反有理」を叫ぶ「大民主」が出現する可能性は低下し、現行の中国共産党政権にとっても比較的安泰な状況になりうるのではないか。

しかし、以上は「生産力向上」を前提とする話である以上、既に述べたように、まずは「生産力向上」に努めねばならない。しかし、それが中国「社会」の現実に適合した時、「諸侯経済」の矛盾を産んだとも言えよう。

毛沢東時代には、革命－反革命の問題で、それ以降は、経済建設の問題で、省政府（地方）の中央に対する自己利益に関する支持、反対があったことが指摘されている⁶⁰⁾。但し、前者が「上部構造」（政権）内の一種の「理念の問題」を毛沢東の掌握していた軍事力という、やはり「上部構造」内の力を背景になされていたと思われるのに対し、後者は「下部構造」（社会）から発生するものであり、軍事力による「包括的抑圧体制」的色彩は弱まったものと思われる。つまり、毛沢東時代は、地方分権といえども、毛沢東を中心とした軍事力を背景とした「中央」（上部構造）の先導で動いていたのに対し、それ以降の「生産力向上」重視路線は、各「地方」（下部構造）の現実によって動くといった色彩が強まったと言えるのではないか。この現実の下で、「改革開放」以降の中国経済は成長して来た側面もあるとも言えよう。故に、経済成長の前提とも言うべき状態にある「諸侯経済」は、北京の「中央」にとっても、解消が容易ではない一面があったのではないか。

したがって、「諸侯経済」を追認しつつ、既に序章で述べ、又、本節冒頭の引用内の（四）でも指摘されている「民主集中制」を確保せねばならない状況に、今日の中国共産党は置かれていると言えよう。

以上、“文化大革命”への中国共産党自身の自己批判を踏まえつつ、今日の中国の現状についての筆者なりの見解を述べてみた。次節では、改革開放以降の中国共産党の政策等について、検討し、今日の習近平指導部に到るまでの変遷について考えてみたい。

第2節 毛沢東以後の中国の経済政策（1）－農村部での改革

前節では、毛沢東時代には、「貧富の格差」の拡大による反革命的価値観の登場等を抑え込むために、抑圧的な政治経済体制が採られていたであろうことを論じた。しかし、それは経済面での非効率をもたらし、又、「生産力の向上」をもたらさなかった。故に、鄧小平による改革が始まったのであった。改革が最初に始まったのは、農村部においてであり、毛沢東時代の集団農場「人民公社」に手がつけられた。

「“政社合一”の人民公社は、経営管理が過度に集中し、分配上、嚴重な平均主義的傾向を有し、この種の体制は、農民の積極性を調動するのに、不利であり、かなりの程度上、国家の農業に対する投入を打ち消し、農業生産の発展と農民生活の改善を皆、比較的緩慢にして来た」と指摘される⁶¹⁾。

以上のような状況を改善させる方向に導いたのが、1979年の安徽省を皮切りに始まった「包産制和包干到戸」（生産を各農家ごとに請負い、剰余を各農家に配る制度。以下、「双包制」と表記する）であった⁶²⁾。「双包制」は「生産隊の統一経営と家庭ごとの経営を結合させることによって、農家ごとの切実な利益と農業請負を完成させるという効果を結びつけ、更に、有力に、農業生産サービスの発展のために、各農家の人力と財力を引き出し、効果はさらに顕著となった」⁶³⁾のであった。

「双包制」の効果は高く、中国各地が貧困地区のみならず、富裕な地区でも、次々にこれに倣った。鄧小平もその効果を認め、「効果は極めて良く、変化は極めて早い」と改革の効果を評した⁶⁴⁾。鄧小平の支持も受けつつ、農村の改革は進み、1980年には、全国の生産隊の50%が「双包制」を実行し、82年6月には、87%弱を占めるに到った⁶⁵⁾。

科学的社会主義の提唱者・カール＝マルクスによれば、「社会主義社会」とは「能力に応じて働き、働きに応じて受け取る社会」である。資本主義社会等においては、有産階級による搾取によって、労働に応じた報酬が得られていないことへの批判とも言えようが、先に引用した所謂「嚴重な平均主義」は、「働きにかかわらず配分が同じ」である体制である。働かない者による働く者からの搾取とも解釈できる。この「働かない者」に「地主」の言葉を投入すると、革命前の地主－農民の対立と類似した構造になる。さらに、「人民公社」制度は、毛沢東自時代の中国共産党の「包括的抑圧体制」の下で形成されたものである以上、農村の現場では、農民達の異議申し立ての権利は抑圧され、その制度的保証の為に、現場では中国共産党関係者に権力が集中し、現場の農民よりも、「中央」（北京）に配慮する構図があったと思われる。それが「経済管理の集中」であり、重工業建設等のため、かつての地主に代わる中国共産党による農民への搾取という構図が存在していた⁶⁶⁾。さらに、「民主集中制」の下で、中国全土を1つの国家として、中央から束ねる「条条」の末端でもあったといえよう。つまり、「人民公社」は、「社会主義路線」と言うよりも、「包括的抑圧体制」を社会の現場で支える装置であったと言える。換言すれば、軍事力を重視する現実主義的国际関係の中での周辺諸国（米国、ソ連等）との対立において、軍需に必要な経済建設の源資を確保すると同時に、民衆を戦時動員する装置でもあったと言えよう⁶⁷⁾。以上のような人民公社の性格等故に、毛沢東時代には前節冒頭の引用内（四）に指摘された「民主と法制のない」状態にあったと言える。無論、このような搾取的な体制は、「嚴重な平均主義」と相俟って、経済的に非能率であったことは想像に難くない。

故に、「双包制」の導入によって、農村レベルで停滞した国内経済を建て直さんとする動きが開始されたと言えようが、これは同時に、「下部構造」（社会）の「上部構造」（政治権力）からの自立でもあり、「包括的抑圧体制」の瓦解の始まりでもあった。

改革による農業生産の高まりは、農民自身の「剰余労働力や資金力」を生かした「多種の経営」を生み、専門業や重点業を生む結果となった⁶⁸⁾。「これは、中国農業の専門化、商品化、社会化生産方向に向けた転換の始まりだった」⁶⁹⁾。

ここで、「社会化」という言葉が出て来た。何を意味するのか、必ずしも定かではないが、「人民公社」という「枠」から出て、新たな経済範囲を追求するということであろうか。こうした流れの中で成功した者は良いが、失敗した者は、成功した者に雇用されたり、都市に出て出稼ぎ労働者（農民工）として雇用される等、労使（労資）の関係が生じ、場合によっては、階級対立が生じるであろう。階級対立への取り組みが改めて「和諧」（調和）の為に必要になってきたことと思われる。

さらに、農村の改革は各地の状況に合わせて行われたものであり、「多種形式の責任制が併存していた」。故に、人民公社によっては、生産請負を実行しないところもあった⁷⁰⁾。「各地の状況に合わせて」という意味では、既に「諸侯経済」的側面が現れていたとも言えよう。

既に、本論文中で提起したように、「諸侯経済」も「和諧」の重要課題の1つであろう。本節で述べた農民出身の専業戸にとっても、円滑な流通による「新たな経済範囲を追求」の拡大という点では「諸侯経済」は解消されていた方が良いのではないか。ことに、流通の結節点となる都市部において、それが望まれるのではないだろうか。その都市部では、改革の実態はどのようなであったのか。

第3節 毛沢東以後の中国の経済政策（2）－都市部での改革

都市部でなされた改革の1つが、「商業流通体制」の改革であった。流通ルートを増やし、通過点を減らす等の流通ルートの改革を必要としていた。1979年以降、国務院は、農業副産物の統制購買等の範囲を限定し、副農産物、統制販売等の任務の終わった重要農産品等は種類によっては、自由販売を認め、1980年からは農産品売買の自由化の範囲をさらに広げた。さらに、県や省を超えた売買、集団企業や個人商人の他、農民も長距離の販売、運輸等が可能になった。「都市の商品流通体制への改革」は、「多様な購入販売方式を採用し、多様な流通ルートを開き、都市と郷村の相互に開放された新しい流通体制を建立した」のであった⁷¹⁾。

流通の改革は、前節でも述べたように、農民の経済活動にプラスの貢献したようである。県、或いは一省を束ねる立場にある各市当局（上部構造）としても、流通が盛んになれば、経済活動が盛んになり、「社会」が活気づくので、流通改革等は歓迎すべきものであろう。「社会」（下部構造）の活性化は、それだけ税収増が期待できる等のプラス効果が予測しうる。その意味では、「諸侯経済」的障壁はない方がよいと思われる。しかし、各地域の農家が「県や省を超えた売買」をなす際に、行政である各地域の地方政府が支援者となった場合には、「諸侯経済」的現象が、農産品の売買においても現れる可能性があるだろう。同時に、都市は農村よりも、工場、会社組織の規模、数が多い傾向があると言えるだろう。「改革開放」は、それらの工場、企業組織等の改革にも着手した。

1979年4月には、中央工作会議にて、都市部での改革のスタートが決められたが、「改革は、企業自主権の拡大、企業活力の増強、厳格な経済計算の実行、真剣な労働に基づく分配の原則の執行、企業経営の好環境と労働者の物質的利益の連結に重点が置かれなくてはならなかった。中央と地方の管理権限を区分し、中央の統一された指導の下での地方が経済を管理する積極性調整せねばならない。行政機構の簡素化し、更によく経済手段を運用して、経済管理をせねばならない。この会議の精神の指導の下、企業自主権の拡大をもっと主たる内容とする都市経済改革が徐々に発展して来た」⁷²⁾。

「労働に基づく分配の原則の執行、企業経営の好環境と労働者の物質的利益の連結」といった考えは、都市部においても、農村部と同様、経済的な意味での「包括的抑圧体制」が崩れ、「社会」が「国家」から自立する方向に、移行し出していたと言えよう。さらに、このような概念を執行するためには、具体的には市場経済化と並んで、企業組織の国家からの自立が必要であろう。

「企業自主権の改革の拡大は、伝統的計画経済上、1つの突破を開き、企業に部分的な自主計画権、生産品販売権と資金使用权、および部分的な幹部任命権を持たせた。改革の結果、初歩的に、企業が国家指令性の計画生産に従い、市場の需要を了解せず、製品販売に関心を持たず、損得に関心を持たないという状況を改善し、企業の経営と市場の意識を増強させた」⁷³⁾。

以上のような改革から、いくつかのことが考えられよう。中央指令性の計画経済の時代の市場や消費者への無視から脱して、消費者が何を求めているか、に合わせて行動できるようになったという点では、需給の一致というサービスの充実、資源を無駄遣いしないという効率化の向上という点では、プラスに機能したと言えるだろう。

1981年10月、「關於実行工業生産經濟責任制若干問題的意見」は、全体として、「經濟責任制を通して、企業と労働者の経済的利益と、彼等が担っている責任と経済的利益を連係させ、広大な労働者に主人公の態度を採らせ、最小の人力物力の消耗によって、最大の経済利益を取得させること、を要求した」⁷⁴⁾。この後、「經濟責任制」は全国3万6千の工業企業が実施するようになった⁷⁵⁾。

しかし、当時、既に本論文の第1章でも論じたように、市場経済を導入した改革は他方で、余剰労働者の整理解雇といった問題を引き起こしていた。解雇された労働者は、購買能力のない失業者と化する。その反面、労働者の中には、市場経済の波に乗り、起業、資本家への転身等の活動に成功した者も出るであろう。両者の貧富の差は拡大し、前節で論じたの同様、階級対立を惹起し、「上部構造」(政治権力)への主張も、例えば、前者は統制経済への回帰を主張し、後者は市場経済(経済自由化)の拡大又は維持を主張するという具合に、対立的なものになって来るであろう。故に、都市部においても階級対立を惹起しかねない貧富の格差への取り組みが、「和諧」のためには必要になって来よう。

以上のような問題を、「諸侯経済」との関連で考えてみた時、先に指摘したように、市場経済の定着の中で、まずは、労働者等の雇用の確保等、市民の生活安定に企業が貢献できれば良く、そのような状況を創出できれば、他地域からの進出企業も受け入れ可ということになるだろう。「諸侯経済」下での今日の市場経済化した中国において、各地方の中国共産党幹部、地方政府にとって懸念すべきは、失業者の増大等による「実効性」の喪失と、それによる「正統性」の喪失であろう。各地で、共産党支部の正統性が失われると、北京中央にまで波及しかねない。しかし、最早、市場経済が、中国の経済成長の原動力である以上、「諸侯経済」や「貧富の格差」あるいは「階級対立」等の矛盾があっても、市場経済の流れは止められないであろうことも、既に指摘したとおりである。

このような状況の中で、雇用問題をも含めた経済の安定と活性化のための具体策の導入としては、それが、前章第3節で指摘したような大量解雇等を行わず、雇用の受け皿になるのであれば、外資の導入ということも有り得よう。「改革開放」が始まって以来、中国経済は、外資にも開かれるようになり、それは、毛沢東時代の資本主義諸国とのハイ・ポリティクスの対決姿勢⁷⁶⁾から、ロウ・ポリティクス(経済)による国際的協調姿勢への転換を意味するものでもあった。

第3章 今日の世界社会の中での中国

第1節 中国の対外開放政策

「ロウ・ポリティクス(経済)による国際的協調姿勢」を採らんとする中国共産党にとっては、「外資を吸引、又は利用し、中外外資経営企業と中外協力企業(あるいは項目)を起こすことは、開拓性を有する方式と歩みであった。大規模に国外の先進技術設備を引き込む過程において、我国は有利な国際環境を利用し、不断に外資を利用する拓き、国際通行を運用する外商方式を積極的を積極的に探索することは、我国の近代化建設を加速させるものである」⁷⁷⁾という性格のものであった。

「対外開放を実行する上での1つの偉大の壮挙」として「経済特区の創設」があるとされる⁷⁸⁾。当初、広東、福建両省に設置され、開放政策の窓口となり、その後の中国経済の様々な対外開放の出発点となったと言えよう⁷⁹⁾。

1990年には、上海証券交易所が開業し、深圳証券交易所と共に、その成功と先物取引システムの導入は、中国の開放政策が不動であるという対外信号になったのであった⁸⁰⁾。

又、上海の浦東は、対外開放と開発の重要地区でもあった。「上海は、我国最大の商工業都市であり、浦東は黄浦江以東、長江口西南、川楊河以北の上海に接する最も繁栄したした外灘の三角州地帯である。この巨大な発展潜在力を有する土地は、長期に渡って開発されて来なかった。落ちぶれ

た浦東は繁栄する浦西とは鮮明な対比をなしていた。党中央と国務院は十分な調査研究と論証を経て、1990年4月、浦東を開発することを批准し、浦東にて、経済技術開発区とある種の経済特区の政策を実施したのであった。この政策決定は、ひんぱんに、外向型、多効能、近代化の新区を長江が海に出る河にて崛起するということを催し、上海の迅速な発展を促進し、かつ、長江三角州および、全長江流域ないし全国の改革開放と経済発展全てに対し、強大な放射反応を具有した⁸¹⁾のであった。

各地域間の障壁が高いとされる「諸侯経済」的状况のなかで、外資系企業にとっても、例えば、上海を拠点に中国全土に経済進出するとすると、各地方政府等と個別に交渉し、地元企業、地元政府と外資の合作とするならば、「障壁」は然程、問題ではないかもしれないが、しかし、「長江三角州および、全長江流域ないし全国の改革開放と経済発展全てに対し、強大な放射反応を具有」させ得るためには「障壁」は低い方が良くであろう。そのためには、各地域が「開放」政策を採らねばならないが、地方政府、共産党幹部等が、その地域の企業経営者、幹部であるといった状況では、その幹部の利益を害する可能性があり、難しいと思われる⁸²⁾。その場合、「諸侯経済」的状况は解消されず、「政企分開」の進行も容易ではないであろう。このような状況では、各地域の「諸侯」化が促進されこそすれ、「商業流通体制」改革による「県や省を超えた売買」は困難となり、ひいては、全国的な市場経済は建設困難である。この場合、階級対立等を惹起する労使（労資）対立、「下部構造」内の貧富の差による「上部構造」への矛盾した要求の表出等に加えて、地域間の貧富の差の固定化といった状況も生まれかねない。したがって、「地域間の貧富の差の固定化」の解消という意味でも、今日の中国共産党は「和諧」を掲げざるを得ない状況にあるであろう。今日の中国は、国際的資本主義市場経済に組み込まれて行く中で、様々な「和諧」を如何に実現しうるのであるのか。

第2節 中国のWTO（世界貿易機関）加入

「改革開放」政策の中で、上海を経済発展の拠点とする政策は続き、20世紀末には、「上海を21世紀の国際経済、金融、貿易等の中心とすることが確定していた」⁸³⁾。21世紀最初の年である2001年、中国はWTO（世界貿易機関）に加入した⁸⁴⁾。中国はグローバル化と称する資本主義市場経済の中に、更に一段と組み込まれ、ロウ・ポリティクスが強調される時代に更に深く入って行ったということになる。こうした状況の中で、中国は外資導入を含む世界経済の中で自身の安定した位置付けの為にも「和諧」という国内的安定は不可欠であろう。

しかし、国内的安定、ことに政治的安定は先述のように、政治的正統性がなければ、困難であり、政治的正統性は、実効性がなければ成立し難い。「実効性」には、経済的配分の公平性といったことも挙げられることは無論である。

論文「加入WTO对当代中国政治變遷的負向影響及其对策」は、「改革開放」がスタートして以来、政権幹部の腐敗等、政治腐敗は深刻化していたが、基層レベルでは、「管理の規範化に伴い、各部の役人が、過ぎたことはお咎めなしのメカニズムを離任、調任、或いは退職前に利用し、“不正に儲ける人”となっている」⁸⁵⁾のであった。同論文は「政治腐敗の危害は極めて大きく、行政の効率を低め、社会の整合性を分裂化させ、社会心理を歪め、政治の民主化、制度化を阻害し、極大的に中国政権党と政府の合法性を腐敗するものである」という性格を有するものであり、「腐敗に対する不満は容易に反政府の情緒を累積させる」と指摘している⁸⁶⁾。

官僚による不正蓄財等ということも、政権幹部—一般市民の間での経済的利益の不公正な配分と

言えよう。同論文は、経済的配分の「民主化、制度化」ができなければ、政治腐敗によって、「政治危機ないしは崩壊の局面」を発生させる可能性があることを指摘している⁸⁷⁾。

貧富の差は、様々な階層を生み、「社会グループを分化させることを加速させる」が、階層分化は「利益を得た者と失った者の間での緊張関係を生み」、自己利害の実現や拡大、或いは擁護等の為に、政治参加への熱情を高まらせるようになるのである。「失業労働者は、仕事の権利を要求し、私営企業は主として、財産権の法的保証の獲得を要求し、農民は負担の軽減を要求する」のである⁸⁸⁾。本論文でも論じて来た市場経済化に伴う「下部構造」(社会)内の矛盾の具体化である。さらに、農村部から始まった「改革開放」政策ではあったが、2001年の時点で都市－農村の収入格差は、6対1となり、WTO加入は、都市－農村、或いは、地域間の格差をさらに拡大した⁸⁹⁾。

以上のような階層分化、あるいは階級対立があるが故に、本論文冒頭でも触れたように中国共産党は、権威主義的性格を有する国民党と化したわけだが、中国共産党が資本家の入党を認めたのは経済成長の担い手としての資本家の存在は無視できず、資本家の利益を維持、擁護するためになされたということと言えよう。その意味では、今日の中国共産党は資本家党に変質して来ているとも換言できる。そのような状況の下で、労働現場である企業等で労使(労資)対立が発生した場合、中国共産党は、必ずしも労働者側に立つことはできないであろう。労使(労資)対立が平和裏に解決できず、「政治体制が公民の為に参政機会とプロセスを提供できなければ」、スト等の社会安定を害する問題を引き起こすことが考えられる⁹⁰⁾。さらに、経済的不平等を進むと「最終的に爆発危機の頂点に到達する」⁹¹⁾であろう。これらの階層、階級格差と対立、さらに地域間格差は、やがて北京中央の実効性、正統性への懐疑を生み、さらには、体制崩壊への道筋となることが危惧されているのだろうが、それを避け、現行の中国共産党体制を維持するためには、「参政機会とプロセスを提供」せねばならない。その1つが、地方議会たる各級人民代表大会(地方人代)への参加であり、「人民代表大会を完全なものとし、人民代表大会の地位を高めること」⁹²⁾であろう。又、「司法部門の自主活動の空間を拡大し、司法の独立を実現し、かつ、立法と行政を監督しうるようにすること」⁹³⁾が言われている。

「加入WTO対当代中国政治変遷的負向影響及其対策」は、「中央と地方の関係の原則を具体化、制度化させること」を主張している他、「地方保護主義を取り除き、統一した国内市場の建立」を主張している⁹⁴⁾。今日の中国で、(地方)人代の強化と「諸侯経済」、「地方保護主義」はどのような関係にあると考えられるだろうか。

第3節 地方人代と「地方保護主義」

WTOへの中国の加入は、中国国内の国有企業に「破産あるいは規模の圧縮」を迫るようになった⁹⁵⁾。「都市における余剰労働力は、約2500万—3000万にも達している」のが現状であるが、これらのうち、「一部分が新興産業部門、外資部門、又は労働密集部門での再就業を実現し得たに過ぎない」⁹⁶⁾のであった。

本論文では、「諸侯経済」下にある各地域に進出した外資をはじめとする各企業が、新たな労働者の受け皿になってくれれば良い、という意味の仮説を展開した。しかし、その場合は、やはり、労働者を中心とする一般市民も、地域内の自身の職場を防衛するという意味で、「地方保護主義」を支持するであろうか。次のような指摘がある。

「地方政府は、所謂“地方利益”を保護するために、一定の手段を採取し、同時に、この保護を受

けている“地方利益”が誰の所有に帰するか、という問題を生み出す。この利益は、経済学で言うところの“賃借料”であり、もし、すべてが保護を受けている企業、労働者に帰するのであれば、まさに腐敗問題は存在しない。しかし、それは往々にして地方保護主義の名義の下、部分的、甚だしきに至っては、全て、個人の懐に流入している」⁹⁷⁾のである。

さらに、「地方企業は恩に報いるため、一般に皆、報いを提供し得る。この種の報いが、もし、所属部門に対してのものならば、すなわち、全体としての腐敗であり、個人あるいは、少数の指導者に対するものであれば、すなわち個人の腐敗である」⁹⁸⁾。

ここで言う「所属部門」や「個人」は、地方政府、共産党幹部等のことを指すのであろうが、労働者の立場からすると、これらの問題はどのように映るのであろうか。所謂「地方保護主義」が、外資をはじめ、他地域、国々からの企業進出を拒み、自身の既存の職場を保護するという性格のものであれば、ある種の腐敗があっても、労働者からの支持を受け得るかもしれない。

しかし、「地方保護主義」の名目下、「保護」を受けている企業は、各地域で有利な地位を占める「独占体」と化する可能性も否定できないであろう。その地方以外の企業が「地方保護主義」状態の下にある企業と競争する際、「地方政府に対するさらなる大きな付き合いを提供してのみ、落札しうるかもしれない」⁹⁹⁾という更なる政治行政の腐敗と経済の健全な市場競争の妨害の招来を予測させる指摘は、それを示唆していよう。こうした状況の下では、消費者としての一般市民は、選択の幅が狭まるという意味で消費生活に困難をきたすのみならず、前節で触れたように、外資系企業等転職できたのは一部のみという状況と相俟って、一般市民は、労働者としては「独占体」と化した当該企業に不満があっても、不満を抱えたまま、転職もままならないという問題を発生させるであろう。しかも、今日の中国では、中国共産党から自立した労組が存在せず¹⁰⁰⁾、労組による労働者保護は困難である。

しかし、一部の都市で、社会保険に加入していない企業があるという現実をはじめ¹⁰¹⁾、賃上げ、待遇改善要求等の労使（労資）紛争が発生した場合は、各地方政府、共産党等は、「労」よりも「使（資）」の立場に立つであろう。各地区の政治権力は「地方保護主義」の下、地方企業から「報い」を受け、又、中国共産党への資本家の入党許可は、先にも指摘したように、資本家の利益保護のためだからである。

しかし、それでも、労組の中国共産党からの自立を認めた場合、現行の権威主義体制を特徴付ける「限定された多元性」という枠組みを突破する形で労使（労資）の階級対立が顕わになり、「和諧」は困難になる以上、中国共産党としては、中国共産党からの独立自主管理労組等の結成は容認はできないであろう。だが、労働者の不満を放置、抑圧し続ければ、「人々が富者の財産への合法性に懐疑を感じ、分配プロセスの中の不公平に、不満や“仇言”の心理を重く表示するであろう」¹⁰²⁾ことは避けられず、現体制の崩壊という危機的状況の発生も否定できないのである。そして、「これらの不満の情緒は既に政府並びに改革への不同意に転化し始めており」、現在の改革への脅威と化して来ているのである¹⁰³⁾。

したがって、権威主義体制の状況にある現行の中国共産党一党制を崩さず、できるだけ、政治腐敗と経済の非能率を除去するためには、議決機関でもある地方人代の活性化が必要であろう。地方人代制定の政策決定の中には、中央からの指示に反するものもあり、「地方人代が政策決定すべきものが、実際上は、地方政府およびその職能部門が政策決定している。……これらの政策決定は、地方人民から民主的に討論し、地方人民代表大会によって、施行すべきである。しかし、地方行政

指導の伝統的単独決定の作風等の原因によって、実際には、地方指導者の一言で決まっている」¹⁰⁴⁾のである。

「地方保護主義」の打破のためにも、「地方行政指導の伝統的単独決定の作風等」は、地方人代の活性化によって打破されねばならないであろう。「公共政策の科学化、民主化と公開性の原則を堅持することは、地方政府の不合理的と不公正な経済行為を封じ込める助けになるのである」¹⁰⁵⁾。

本章では、序章末尾で整理した論点②「中心部によって経済的に進出される諸地域の現実と『市民社会』の動き」の一面を考察した。これまでの考察で、「地方保護主義」の下、各地域への他地域からの経済進出が困難になっている一面を論じた。この問題に対し、地方人代を活性化することで、対処しようという動きは、各地方レベルでの民主化であり、「政治腐敗と経済の非能率」への対処であると共に、資本家の中国共産党入党許可を含めつつ、地球的市場経済の流れの中で、改革を推進していこうとする「中央」(北京)にとっても、実効性と正統性が問われる問題であり、本論文序章末尾③で提起した「各『周辺』への(経済的)『中心』からの経済進出等に対する『上部権威』としての『中央』(北京)の対処」を問うものであったと言えよう。では、これまでに論じてきた「労使(労資)対立」等の階級対立、地域間格差、政府腐敗等の諸問題に対し、今日の中国共産党中央はどのように対応しようとしているのか。

第4章 第19回党大会に見る今日の中国共産党中央

第1節 労使(労資)関係への対処

第19回中国共産党大会において、経済面での様々の決議がなされた。本論文において注目すべきキーワードは「共享」(共に享受)であろう。「共享」において、第19回中国共産党大会では、次のような理念が謳われた。

「共享は、社会主義の本質的要求である。改革発展が成功をなすか、不成功をなすかは、最終的判断基準は、改革発展の成果を享受するかどうかである。民主を改善し、人民に発展の成果を享受させ、移ろうことなく、共同富裕の道を歩ませることは、社会主義の本質的体现であり、又、中国共産党は全心全意を堅持して、人民の為にこの根本的的宗旨に奉仕するというのは、必然的選択である」¹⁰⁶⁾。

又、「“パイ”を不断に拡大すると同時に“パイ”をよく分配し、収入格差を縮小し、合理的範囲内の格差をコントロールし、貧富の格差を防止し、公正正義の要求を体现し、共享発展の方向に符号する収入分配の方式を形成する」ということを主張している¹⁰⁷⁾。「共享」や「貧富の拡大を防止」することを実現するためには、労働現場での労使(労資)関係の健全化が必要であろう。労働争議の仲裁、調停や「労働保障観察」の強化の他、「労働基準体系」の健全化が言われている。「労働基準体系は労働者の權益を維持、労働関係を安定させる1つの基本的制度保障である。多種所有制経済を改造し、又、発展させるための企業改造を推進する過程において、現行の労働基準体系は、労働者の權益需要に適応し、又、満足させることに難しくなっており、完全化が待たれる。これにより、新たな労働基準をすみやかに制定し、労働者の權益維持に有利な労働基準体系を健全にせねばならない」¹⁰⁸⁾。かつて、マルクスは『共産党宣言』で、労資関係における生産手段の所有の有り方を強調したが、所有制の多様化を踏まえた上で、労使(労資)関係の「所有」から「機能」への重点の移行

が窺える¹⁰⁹⁾。換言すれば、「分配」の公平性（「共享」、「共同富裕」）の確保のために、形式的「所有」の有り方よりも、実質的「機能」の有り方が強調されて来ていることが窺える。「分配」が公平になされるためには、「調和のとれた労働関係の構築」が必要であり、これが「統一的に、企業発展を促進し、又、労働者の権益を維持するという関係をよく処理をし得るのであり、労働関係主体双方の積極性、主導性の調動する」のである¹¹⁰⁾。これらを「機能」させるためには、無論、「システム」が必要であろう。その「システム」として、以下のようなことが言われる。「政府、労組と企業組織が協調する労働関係メカニズムを完全化することを加速し、三方メカニズムを十分に発揮させる共同研究が労働関係領域の重大問題を解決する独特の作用であり、労働関係を創建する活動を展開し、又、調和することを掘り下げるのである」¹¹¹⁾。

いわば、「政」、「労」、「使（資）」三者による「和諧」を目的としたシステム化と言えるが、しかし、まず、「労」—「使（資）」の関係では、「使（資）」が強者的立場に立つであろう。第4章でも検討したように、今日の中国には、独立した労組は存在せず、又、「諸侯経済」の実態の中で、「使（資）」—「政」の癒着が見られるからである。「政」は、実質的に「党」（中国共産党）であるとも言えよう。19回党大会においても、中国共産党の実質的一党制は放棄される見込みはなく、労働関係においても、「党委の指導を発揮させること」が言われている¹¹²⁾。以上から、今日の中国における「政」、「労」、「使（資）」三者の関係は、実質的には、「政」+「使（資）」—「労」の関係にあると思われる。しかし、この「メカニズム」では、「政」が「使（資）」の立場に立つことによって、広範な労働者の不満に対処できない可能性があることは、第3章でも検討したように、想像に難くない。それは「和諧」と敵対し、体制の危機を招来しかねない。したがって、以上のような理由からも、地方人代の活性化が求められ、又、それによる「党委の指導の健全化の加速」¹¹³⁾が求められているのではないか。

以上の他、今日の中国での貧富の格差の拡大をもたらしているものとして、都市—郷村の差があることも既に指摘した。中国共産党中央は、この問題について、どのように取り組もうとしているのか。

第2節 都市—郷村間問題

都市—郷村の経済格差については、第18回中国共産党大会（2012年）においても、既に指摘されていた¹¹⁴⁾。同党大会において、「徐々に、都市郷村の格差を縮小し、都市郷村の共同繁栄を促進すること」、「都市郷村の発展の一体化」、「都市郷村の発展一体化体制メカニズムを完全にすることを加速させること」等が提出された¹¹⁵⁾。「19回党大会は、正式に、都市郷村の融合発展を提出し、健全な都市郷村融合発展体制メカニズムと政策体系を建立することを報告した」¹¹⁶⁾。中国経済の成長は既に、「工業が逆に農業を養い、都市が農村の発展を支持する段階に達している」¹¹⁷⁾のである。

「都市郷村の発展の不協調は、我国の長期にわたる基本的国情であり、都市郷村の二元構造は、都市郷村発展一体化を制約する主たる障害だった。都市郷村の融合発展は、まさに根本上から、都市郷村の二元構造と都市郷村の発展が協調しない、という問題を解決せねばならない」¹¹⁸⁾とされる。

かつて、毛沢東時代、「中央」からの末端たる「郷村」への統治の構築と、軍事力を含む重工業建設の源資確保を目的とした「条条」を各地域の郷村で担っていた人民公社が解体されたことによって、「中央」からの「末端」への垂直的統治「条条」は崩れたと言えるだろう。「人民公社」は社会福祉機能をも併せ持つ1つの単位であった¹¹⁹⁾が、社会福祉等も一種の政権の「実効性」とするなら

ば、人民公社解体とその後の市場経済化の流れの中で、改めて社会福祉等の公共サービスを機能させるためには、現体制は、かつての「条条」以外の手段を見出す必要に迫られていると言えよう。

第19回党大会では、都市－郷村関係について、以下のようなことが言われた。

「都市郷村発展一体化体制のメカニズムを健全にし、又、完全にすること、工業による農業、都市による郷村、工業と農業の互惠、都市郷村が一体化した新型の工業と農業、都市と郷村関係の形成。都市と郷村の要素の平等な交換と公共資源の均衡配置の推進。都市と郷村の基礎施設と社区建設の統一、都市と郷村の基本的サービスあ均等化の推進。農民工が労働者と同じ報酬を得ることの保障。農民が公平に、土地の増収を享受することの保障」¹²⁰⁾。さらに、都市－郷村の教育格差の縮小が言われている¹²¹⁾。

垂直統治たる「条条」の郷村レベルでの解体に対し、「城」（都市）と「郷」（農村）を一体化による水平的関係を構築することによって、かつての機能に代替させ、現体制の「実効性」と「正統性」を確保しようという試みであろう。同時に、市場経済化の中で各地域の都市を中心に、基層レベルでの新たな地域統合を図ろうとする動きであると言えようか。この問題において、「城郷一体化」をはかろうとした場合、各「郷」間で、「城」からの経済進出をめぐって競争になることなることも予測される。「城」からの「郷」に有利な条件での「郷」への経済進出は、「郷」の民意の反映とも言えるだろうが、農村部においても、「諸侯経済」の現実の中で、前章第3節でも論じたように、「城」からの経済進出を働きかけているように見せかけて、一部の人間が私腹を肥やすのであれば、郷村における農民の不満は高まると考えられる。したがって、「郷」においても、地方人代の活性化等が必要であろう。これは、「郷」レベルで、現場の主人公であるはずの農民達と権力を有する「党」との関係、並びに、「党」の「正統性」を問うものとも言える。したがって、「諸侯経済」下での「城郷関係」又は「郷村問題」も、都市の労働者同様、農民等を中心とした政治参加の問題であると解釈できよう。

ここまで、主に、序章末尾で問題提起した①、②、③のうち、②、③について、考察、検討してきた。では、①「ある種の先進地域を中心とした経済圏」についてはどうか。経済的發展途上の各地域にとっても、格差等の「城郷関係」問題を解消する為には、先進地域からの経済進出による成長をもたらす「先進地域を中心とした経済圏」が必要であり、この件については、第19回党大会においても「区域協調発展」という標題で検討され、長江流域の経済圏は「長江経済帯」の名で議論されていた。

第5章 長江経済圏に関する考察

第1節 「区域協調発展」についての定義付け

第19回党大会は、「区域強調発展」について、「革命老区、民族地区、辺疆地区、貧困地区に対する支えの力の度合いを強化せねばならない。措置を強化し、西部大開発を推進する」旨を述べている¹²²⁾。さらに、「都市群が区域協調発展中に放射誘導作用を発揮させることを高度に重視する」こと¹²³⁾が言われている。又、「大都市群は、多極化、放射的誘導力の強化を育成する区域が最高にまで成長することにまさき有利であり、区域は甚だしきに至っては、全国の経済の發展様式を主導するのである。都市群もって主体とし、大中小都市と小城鎮の協調発展という城鎮様式を構築せねば

ならない。都市は、一方面では、大都市の中小都市に対する誘導作用を重視せねばならず、他の一方面では、小城鎮の協調発展に注意し、新たな城鎮様式を構築し、我国の城鎮化の水準を高め、区域の協調発展を誘導せねばならない」¹²⁴⁾ ことが指摘されている。

以上から、「区域」の内部においては、大都市を中心として、地域内の経済成長に影響を与えつつ、地域経済圏を構築する姿がイメージできる。例えば、大都市に企業の本社等を置き、支社、生産現場等を中小都市、「鎮」等に置く、という形態である。無論、市場経済の流れの中での話であるので、複数の企業等が、このような形態をとり、互いに競争することで、経済を活性化する姿になるであろう。

上記のような形での経済活性化は、労働者であると同時に、消費者でもある一般市民にとっては、職場の選択の自由や消費生活での選択の幅が拡大し、企業経営陣としても、「使(資)」にのみ有利な近視眼的労使(労資)関係の追求や消費者サービス意識のない独占体的経営活動は難しくなる可能性が高まるであろう。これらの実現のためにも、本論文中で検討して来た「諸侯経済」下での「地方保護主義」は排除されなければならないということであろう。そして、それらの実現のためには経済的先進地域からの企業進出が必要になるということであろう。したがって、「区域協調発展」は、先進諸地域(中心)からの企業等の途上地域への進出による当該地域の発展、途上地域内部での大都市を中心とした地域内での放射状の経済発展ということになる。このような仮説的議論を踏まえると、「長江経済帯」はどのように位置づけられるのか。

第2節 「長江経済帯」に関する議論

「長江経済帯」は、「上海、蘇州、浙江、安徽、江西、湖北、湖南、重慶、四川、雲南、貴州等11の省市をおおい、面積は、約205万平方キロ、全国の21%を占め、人口と経済の総量は、いずれも全国の40%を超えている。生態地位は重要で、総合実力は比較的強く、発展潜在力は巨大である」¹²⁵⁾。同「経済帯」は、「一軸、両翼、三極、多点」が特徴とされる。「一軸」は、「上海、武漢、重慶の核心作用を発揮し、治江の主要な都市を以て、節点となし、治江の緑色発展軸を建設することである」。「両翼」は、「長江主流の放射誘導作用を発揮させ、南北両側の開拓を延ばし、南北両翼の支える力を高め、……交通の相互連携を促進し、長江の重要支流の保護を強め、省首都、重要節点都市人口と産業収集能力を増強し、長江経済帯の発展の基礎を固める」ことである¹²⁶⁾。「三極」は、「長江三角州都市群、長江中流都市群、成都-重慶の都市群を以て主体となし、放射誘導作用を発揮させる」ことを意味している¹²⁷⁾。「多点」は、「三大都市群以外の地方級都市の支える作用を発揮させ、資源環境の重みに耐える力を以て基礎となし、不断に都市の効能を完全なものとし、優勢産業を発展させ、特色ある都市を建設し、中小都市との経済的連携と相互作用を強化し、地区の経済発展を誘導することを指している」のである¹²⁸⁾。

前節での「地域経済圏」の「イメージ」を利用して考察すると、「長江経済帯」は、まず、「上海、武漢、重慶」の「大都市」を中心に、長江の南北両岸に影響しつつ、各「省首都、重要節点都市」を「増強する」という形で経済進出し、各「省首都、重要節点都市」から周辺の長江の各流域に影響を及ぼし、さらに、それら以外の都市群も、「中小都市との経済的連携と相互作用」を通して発展させるということになる。

この「長江経済帯」は、「行政分割と市場堡壘を打破し、経済要素の自由移動、資源の高能率的配置、市場の統一融合を促進し、区域の経済の協同発展に有利である」¹²⁹⁾とされる。さらに、沿岸地

区から内陸部へと開発を進め、上、中、下流での相互補完、「東、中、西部の発展格差の縮小」¹³⁰⁾、が目指されている。

以上から、「地域経済圏」としての「長江経済帯」は、「諸侯経済」下での「地域保護主義」を打破することが期待されていると言えよう。

第3節 「区域協調発展」と「中央」

「地域経済圏」としての「長江経済帯」が「区域協調発展」として機能するためには、「中心」（上海等）からの経済進出が必要である。今日の中国では、地域間格差が開いていることは、本論文内でも既に指摘して来た。「中心」からの経済進出は、「中心」－「周辺」の構図を有する更なる「南北問題」を発生させるかもしれない。換言すれば、序章で問題提起したように、「地域間障壁を無くすか、低めることによって、中心地域（経済的先進地域）を中心とした経済を受容することは、中心地域の都合本位に周辺地域も動くことである。先進資本主義国の企業が、途上国の低賃金を求めて動くように、低賃金等を求めて動き、又、各地域の競争力の弱い産業を破壊してしまう可能性」の発生である。さらに、第3章第1節で論じたように、「地方政府、共産党幹部等が、その地域の企業経営者、幹部であるといった状況では、その幹部の利益を害する可能性があり、難しい」という状況があるであろう。

まず、後者については、それゆえにこそ、「中央」（北京）としては「区域協調発展」を機能させたいところではないか。「各地域の競争力の弱い産業を破壊」という事態になったとしても、それが当該地域の「独占体」である場合には、本論文中で論じて来たように、各地域の市民生活の保護と向上による市場健全化のために必要な措置であろう。さらに、第19回党大会では、「低水準の重複建設の防止」等が目指されている¹³¹⁾。「重複建設の防止」は、地方政府が税の増収のために、近視眼的に、増収が期待できそうな分野を重点的に保護、投資することで、その地域の市場を不健全化させ、結果として、市民の不満が高まるという「地域保護主義」の一種を防止せんとしたものであろう。さらに、「地域保護主義」の下での不当な意味での地域経済の実質的受益者として、各地方の政治行政を腐敗させている関係者の除去も必要である。以上から、中国共産党は自身の「実効性」と「正統性」を回復、維持せねばならないであろう。又、これらの措置を通して、「諸侯」の言葉に象徴される各地方政治権力による地方割拠である「地域保護主義」を打破し、「民主集中制」を回復したいところであろう。「民主集中制」が回復し、中央からの指示が行き渡れば、全国的統一市場の構築も、政治的にはより円滑になるであろうからである。

国際関係においては、盛んに「市場経済の勝利」が言われ、又、中国自身も既に論じて来たように、国内経済は市場経済化し、さらに、WTO 加入に見られるように、世界規模の市場経済と連動していることは無論である。そして、それによって経済成長を享受した以上、最早、後戻りはできないだろう。「改革開放」政策が、革命の指導者であり、中華人民共和国建国の功労者であったはずの毛沢東の路線を経済面で排してでも市場経済を導入したのは、経済での成長の享受を目指して始まったことは無論である。国際関係の理論においては、次のようなことが言われている。

「冷戦の終焉、ロシア並びに東欧での共産党支配の崩壊、“自由市場”の資本主義の地球的勝利によって、マルクスの理念、そして彼の多くの弟子たちは、安全の歴史のゴミ箱へと移送されうる、と考えられるのがありふれたものとなった。“偉大な実験”は明白に失敗したのである。共産党は、中国、ベトナム、そしてキューバで権力を維持してはいるものの、彼等は最早、地球的資本主義シス

テムのヘゲモニーに対して、脅威をなさなくなった。むしろ、権力への挑戦と維持のために、これらの諸党は、現代の資本主義の中核的特徴の多くを真似ることによって、“市場”の明白に議論の余地無き論理に服従することを強えられる存在となった」¹³²⁾。

確かに、市場経済無き社会は、最早考えられないであろう。従って、今日の中国共産党は、市場経済の枠組の中で、自身の「実効性」と「正統性」を追求していかなければならない。本論文でも検討した「人民公社」の解体等は、中国の市場経済への復帰の第一歩であった。そして、現代の資本主義の中核的特徴の多くを真似ることによって、“市場”の明白に議論の余地無き論理に服従することを強いられた姿として、本論文中内でも、これまでに検討して来た貧富の格差の拡大があるのである。

第1章第2節でも論じたように、「市民」の多くは「消費者」であると同時に、「労働者」である。「地方保護主義」の打破による自由な市場競争は、競争敗退による失業、さらに、失業状態の継続、長期化等による経済生活のさらなる悪化等の危惧もあろう。それは、当該地域の経済活動を、停顿、悪化させる。故に、「中心」－「周辺」関係という角度から「地域経済圏」について論じる場合、第1章第3節でも提起したように、「中心」から進出した諸企業が、「周辺」における新たな雇用の担い手になる必要がある。但し、「中心」からの進出諸企業が、「周辺」での低賃金等を期待した場合、地域社会の担い手であり、労働者でもある市民は、消費者としての購買力を、然程持つことができない。

「故に、短期的には、賃金レベルの抑制は、資本家にとっては利益になりうるにも関わらず、長期的には、賃金を稼ぐ者達が、より少ない商品しか買えなくなるが故に、儲けの低下を招くのである」¹³³⁾。

以上は、国際関係の理論書からのマルクス主義的理論の引用であるが、経済を市場任せにした場合、競争経済たる市場経済を特徴とする資本主義経済は、より安い商品を求める消費者心理に応えんとする企業が、労働者の賃金を低く抑えることで商品価格を低価格に抑えんとし、そのことによる労働者の消費者としての購買力の低下、それによるさらなる商品価格の押し下げと、それに伴う労働者の低賃金化という構造を有しているという指摘である。この構造は、マルクス主義の「剰余価値説」によって批判された性格のものである¹³⁴⁾。

「中心」－「周辺」関係の概念は、今日においては「崩壊」した「ロシア並びに東欧での共産党支配」を担った「偉大な実験」ソ連邦の創始者となったレーニンによって提起され、その後、理論家・ウォーラーsteinは、「中心」－「周辺」関係の中間に「準周辺」の概念を打ち出している。

「ウォーラーsteinによれば、準周辺区域は、中心の特徴を有するある種の特色と周辺の特徴からなる他の部分を示す世界システムの中で、中間的役割を有している。例えば、中心的利害によって貫かれているにもかかわらず、準周辺は相対的に強い土着の産業構造を有している。この雑多な本質故に、準周辺は近代世界システムの中で、重要な経済的ならびに政治的役割を果たしているのである。準周辺は又、世界システムの政治構造を安定化させることにおいて、生きた役割を果たしているのである」¹³⁵⁾。

「世界システム」を「地域経済帯」と換言した場合、「中心的利害」は、「上海」等の「中心的都市圏の利害」とも換置できようが、無論、上海等に拠点を置く諸企業は、市場経済の中で、自身の利害を中心に採算を合わせる必要があるので、「地域経済帯」内部は「中心的利害によって貫かれている」と表現することも可能であろう。しかし、例えば、序章で提起したように、「中心」からの企業

進出等を受け入れる各地域としては、「進出の受容によって地元労働者の雇用やそれによる経済活性化等が見込まれれば」、第1章第3節でも検討したように、「中心」の収入増と「周辺」の雇用確保という「中心」－「周辺」両者の利害の一致を見出し、何らかの「安定化」に貢献し得るかもしれない。

では、上記をもたらしうる「相対的に強い土着の産業構造」は、中国においては、何が該当しうるだろうか。1つには、「改革開放」のスタートによって、むしろ「周辺」であった郷、鎮等の農村部から始まった市場経済化に伴う諸要素が挙げられるのではないか。市場経済化の中で有益に活動し、財産を増やそうという意欲のある人々は、すなわち「人的資源」である。そうした人々は社会の中でのさらなる向上を求めて、教育レベルも向上していくと思われる¹³⁶⁾。個々の労働者等の能力が、教育レベル上昇によって、向上すれば、「中心」としても経済進出しやすいであろう。換言すれば、「地元労働者」を労働力として提供し、雇用の確保やそれによる経済活性化等といった新たな産業上の拠点を提供し得る「相対的に強い土着の産業構造」と言い得るのではないだろうか。

つまり、改革開放後の今日の中国の成長と発展は、農村部のような「周辺」から始まった市場経済化が、人的資源の向上等による「準周辺」化を「中心」以外の諸地域にもたらし、上海等を「中心」とする「地域経済帯」の構築の基礎を提供したという構図ではないだろうか。それが、結果として「地域保護主義」を打破する方向に動いているということであろう。以上は、地域間格差の縮小と並んで、「地域保護主義」の打破によって、非能率的経済運営や政治腐敗等の諸問題を引き起こし、「実効性」、「正統性」を揺るがしかねない「諸侯経済」の解体に貢献しているという意味で、又、「諸侯」と称されている各地域に対し、北京という「上部権威」を有し、かつ、「地域経済帯」によって、その割拠を乗り越えんとしているという意味で、「世界システム」的性格を有する現代中国の「政治構造を安定化させることにおいて、生きた役割を果たしている」とも評価できよう。

なお、市場経済のもたらす格差等の構図は、労組を中心とする労働運動等によって、是正されるべきであるが、前章で考察したように、「上部構造」（政権：中国共産党）から独立した自主労組が展開し難い今日の中国では、それは難しい。

しかし、以上のような市場経済化の矛盾は、各地域社会において、現場に生きる民衆の民意が反映され、かつ、彼等彼女等によるチェック機能、すなわち、「市民社会」の特徴である「自主管理」が働かなければ、健全な市場としての経済の効力は発揮し難いであろう。故に、既に論じたように、そのために地方人代の活性化が言われるわけである。その地方人代等への民衆の政治参加は、どのように評価されるべきなのか。「政治参加」が言われる時、そこには、経済面を含む社会内の利害対立が反映されているはずである。

第6章 政治参加への動き

第1節 地方人代等の実態

本論文では、第3章第1節にて、労働者の生活保護、生活向上のために、地方人代（人大）の活性化が必要であろうことを論じた。「和諧」を追求する現行の体制の下で、人大は具体的にどのような性格を有するべきものなのだろうか。論文「民主政治：和諧社会的政治基石」は、その末尾で「切実に、人大工作を強化し、又、改善し、人大政協の法律機能を強化し、人民代表大会の職能履行を

支持し、人大、政教と人民群眾の連携を密接にし、人民が法に依拠して、民主選挙、民主決定、民主管理、民主監督を実行することを保障すること」¹³⁷⁾を述べる。

人大は議会であるから、「民主選挙、民主決定、民主管理、民主監督を実行することを保障すること」は、当然の機能であるといえよう。しかし、「政協」(中国共産党を中心した統一戦線)という言葉が上記の引用の文中にあるように、中国共産党が、制度的に政権与党であり、事実上の一党制であることを保証されていることは、厳然たる事実である。「民主選挙」等が、政権交代等を含む複数政党制を保障する自由選挙ではないことは明らかであろう。同論文は続ける。

「十分に統一戦線が人心を勝ち取り、勢力を凝集する作用と優勢を發揮し、中国共産党が指導する多党合作と政治協商會議を堅持し、又、完全なものとし、人民政協が、国家改革發展の安定的大局に服従し、又、服務し、政治協商、民主監督、参政議政の職能を履行する為に、団結と民主という二大主題をめぐって、社会の矛盾の流れをよくし、解消し、社会公正正義を維持し、党群、幹部及び社会各方面関係の和諧(調和)を促進せねばならない」¹³⁸⁾。

中国共産党を中心に、今日の社会矛盾に取り組むという体制である。中国共産党を中心とした統一戦線的体制は、中華人民共和国建国時からの体制であるが、農村の地主階級打倒の為の労農階級を中心とした階級闘争と近代的統一国家を建設を目指して闘いつつ、その目的の達成のために、中小資本家等も中国共産党の側に引き込もうという考えがあったからだと言えよう¹³⁹⁾。労農階級を中心とすることについては「我国の国体は、無産階級が指導するものであり、労農同盟を以て基礎となす人民民主專政の社会主義国家」¹⁴⁰⁾である、という規定がその象徴である。ここに基本的に見られるのは、労農-有産階級(資本家・地主)といった階級対立の構図であり、資本家の中国共産党への入党が許可される以前の姿であると言えよう。換言すれば、民衆が「労農階級」という枠組みの中に統一され、その利害は階級的に同一である、という概念である。その階級的同一利害のために、中国共産党を中心に労農階級は有産階級と階級闘争を闘い、かつ、建国後は、軍事力によって、その階級的利害を擁護し、有産階級の反革命を抑え込む、という構図である¹⁴¹⁾。これは、中国共産党の現体制が堅持せん¹⁴²⁾としている「マルクス・レーニン主義」の基本的概念である。

しかし、資本家の入党を認めた中国共産党は、既に指摘したように、必ずしも「労農階級」の党ではなく、資本家の利害を反映する党になっている。本論文第3章第2節でも述べたように、広範な労働者、農民の利害が反映せねば、中国共産党の実効性、正統性が揺らぐことになりかねない。しかし、地方人代が活性化し、「民主選挙、民主決定、民主管理、民主監督」が実現すれば、資本家に比較すれば、労働者、農民の数の方が多いであろうことから、労働者、農民層に有利な議決がなされることが期待できよう。故に、地方人代の活性化は、資本家党と化した中国共産党が資本家の利害に反する行動をとれないことと、「労農階級」の「階級利害」を両立、又は並存させようという試みではないかと思われる。「民主政治：和諧社会的政治基石」は、「マルクス・レーニン主義」と同時に、中国共産党への資本家入党を認めた「三個代表」の理論を堅持することを主張している¹⁴³⁾。

「マルクス・レーニン主義」と「三個代表」という互いに矛盾する理論、概念について、地方人代が前者を担い、後者は中国共産党が担う、ということであろう。同時に、地方人代の活性化によって、労農側に有利な法制定等ができれば、低賃金を期待する資本家、企業経営陣をある程度抑え、「労農階級」の権利擁護によって、「労農階級」等からの正統性を得やすくなる他、「長期的には、賃金を稼ぐ者達が、より少ない商品しか買えなくなるが故に、儲けの低下を招」き、消費生活が鈍化、停滞する事態を避けるという意味で、「地域経済帯」に「和諧」と「区域強調發展」の機能を持たし

うることに有益だと言えよう。

しかし、「改革開放」による「社会主義市場経済」が進むにつれて、「利益の多元化の各局がすでに形成されている。同じからざる利益は必然的に権利意識の増強を招き、権利意識の増強は必然的に、政治上の訴求を導き、同じからざる利益集団間の矛盾も又、大量に出現しうるのであり、かつ、これらは社会主義和諧社会の構築に一定のマイナスの影響を造り出す」¹⁴⁴⁾と指摘されている。

社会的利害の多様化は、労農－有産階級といった対立、「経済の早い発展にしたがって、住民収入の格差が拡大していることは争えない事実である」¹⁴⁵⁾ことのみならず、第3章第2節でも触れたように、経済成長等に伴って、様々に現れると言えよう。「和諧」を実現させるためには、利害の多様化した「社会」の現実を踏まえ、かつ、対処せねばならないと言えよう。

第2節 今日中国社会の現実

本論文でこれまでに論じてきた経済的格差の問題は、経済的利害の分配以外にも、「一部の人間が手中の権力を通して、あるいは、法律、政策の隙をついて、大量の不当利益を得ていること」も原因である¹⁴⁶⁾。「諸侯経済」下での「地方保護主義」がもたらす政治腐敗もそれに該当しよう。地方議会にあたる「人民代表大会」で、それらをただすということは、「政治参加は、個々の民衆の一項目の基本権であることを承認し、かつ、憲法、法律上から各民衆の国家政治生活に参加する民主権利と個人の見解と意見を表出する自由を保障せねばならない」¹⁴⁷⁾ということであり、さらに、政治参加への道を切り開き、「住民の政策決定参加の有効性を高める」ということでもある¹⁴⁸⁾。

以上は、所謂「民主政治」とも換言できるが、「民主政治は、法治政治であり、かつ、これは又、社会主義和諧社会に内在する属性である。民主政治は、多元主体、すなわち、人民全体が主権を共に享受する政治」である¹⁴⁹⁾。「同じからざる利益」を有する「多元主体」による「利益が多元化した状況」は、一党制の枠組みにとって、矛盾した存在である。なぜならば、「政党」とは（経済的利害を中心とする「下部構造」の中の利害を基礎としつつ）、同志的理念によって結集した自然人の集団だからであり、「上部構造」（政治世界）に、「下部構造」（社会）内の利害を反映させる「架け橋」であるが、「下部構造」内の利害が多様化すると、多様な利害を反映させるため、やはり、多様な「架け橋」が求められてくる。既存の理念、思想に飽き足らない人々も出て来る。その結果、全国民、あるいは「下部構造」の大多数を単一の理念の下に、「同志」的に結集することは、困難になって来る。その意味でも、「架け橋」の多様化、複数化が求められて来よう。すなわち、自由選挙による複数政党制化である。

中国共産党としては、「自由選挙による複数政党制」は認めたくない。しかし、それを求める「下部構造」（社会）をもたらし市場経済化による経済改革については、実効性、正統制のある「上部構造」（政権）であることを維持するためには、経済成長を継続していかなくてはならないという意味で、最早、後退は考えられないと言えよう。自らの政策によって作り出した「下部構造」に挑戦されている中国共産党としては、序章でも指摘したように、「ある程度の多様性」を有する国民政党と化することによって、労使（労資）階級対立等の多元化を抑え込んでいるが、ある意味、階級対立を超越する層が社会的に厚くなり、人口的に中心を占める存在になれば、同党としては、その層の支持に依存していけば、政権の安定が期待できるかもしれない。すなわち、所謂「中間層」の台頭とその支持の獲得である。

第3節 今日中国における「中間層」の台頭

ある予測によれば、「(2003年から-筆者注) 未来の5年、中国はまさに、中間階層消費群に入る2億の人口を有する」とされる¹⁵⁰⁾。「中間階層」とは、「安定した収入を有し、自分で自宅や自動車を買ひ、あるいは、旅行、教育等の消費に用いる能力を有する人々」のことであるとされる¹⁵¹⁾。

職業構成という点では、「中間階層」は比較的雑多に構成され、頭脳労働的な職業に従事していることが多い¹⁵²⁾。「中間階層」に含まれるのは、小企業の経営者、行政や公共事業の管理者、技師、高級職称の教師、公務員、郷鎮企業家等とされる¹⁵³⁾。彼等は、市場の状況を健康にするとされる。「中産階層は、商品家屋販売の主力軍であり、土地家屋市場が不断に層次を拡大し、又、向上させることに對し、巨大な引き上げ作用を有し、少なからざる中産階層の家庭が、2回、甚だしきに至っては、多数回、業界を延ばしうるのであり、大々的に住宅市場の需要を増加し、我国の住宅市場の全体品質に對しても、積極的促進作用を起こしうるのである。次に、自動車は中国の中産階層に對して、極めて大きな魅力を有しており、彼等は、まさに中国の最も發展的潜在力を有する自動車消費グループとなるのである。第三に、中産階層の出現は、資本市場の繁榮に對しても、まさに大々的に利するのである。……中間階層の形成は、極めて多くの人が豊かになりうることを意味し、このようなものは、まさに、極めて多くの余剰資金を有し、これは消費を通して、全体經濟の成長速度を高め得、さらに、各種の同じからざる投資の道筋の選択を通して、資本市場に活躍し、社会に對し、更に大きな貢獻をなしうるのである」¹⁵⁴⁾。

以上のような「中間階層」の各地域での活躍と、それによる經濟的好循環のためには、各地域での独占体的企業が排除され、消費活動において、複数の選択肢を伴う自由な市場經濟が不可欠なことは無論である。さらに、「中間階層の崛起は、又、ある種の意義上、中国社会の民主プロセスの推進に有利である」とされる¹⁵⁵⁾。社会が商業化し、中産階層が急速に發展することによって、「理性科学の世界觀が發展し、伝統的財産権が崩壊し、中産階層と比較的貧しい階層の政治参加の欲望は拡張し、民主制も正に、徐々に君主制や軍事貴族制にとって代わるのである。これは疑いもなく、我国が有効に中産階層を拡大することに對して、極めて大きな基本的意義を有しているのである」¹⁵⁶⁾。

「中産階層と比較的貧しい階層の政治参加の欲望」は「中産階層と広範な勞農階級の政治参加の欲望」とも換言できよう。「中産階層」と「広範な勞農階級」では、収入格差等が考えられる¹⁵⁷⁾ ことから、異なる「架け橋」が必要になるであろうことが考えられるし、「中産階層」に「小企業の経営者」、「行政や公共事業の管理者」や「郷鎮企業家」が含まれていることを考えた時、「中産階層」-「広範な勞農階級」にも、勞使(勞資)の階級対立が発生することも考えられよう。又、対立が発生した場合、「消費を通して、全体經濟の成長速度を高め得、さらに、各種の同じからざる投資の道筋の選択を通して、資本市場に活躍し、社会に對し、更に大きな貢獻をなしうる」性格を有する「中産階層」の利害は政治的に無視し得ないであろうことから、「広範な勞農階級」の利害が反映しにくくなり、本論文中でも論じて来たように、中国共産党が実行不可とし、各研究が危惧している「大民主」と「造反有理」の発生となる原因がここにも孕まれていると言えよう。

したがって、もし、「広範な勞農階級」が、新たに「中産階層」に加わり得るならば、經濟のさらなる好循環のみならず、社会分裂等の可能性も低下し、現行の中国共産党政権にとっては、安定性がさらに高まり得るだろう。そのためには「広範な勞農階級」の經濟面での生活向上が不可欠である。その目的の達成のためには、労働者の立場に立った勞組の結成と階級闘争も必要とされよう。中国共産党は、政権を安定させようとすれば、地方人代の活性化のみならず、經濟の現場においても

労働運動等を含めた所謂「民主化」の問題に直面しつつあると言えるのではないか。同党が19回党大会で、「共享」や「調和のとれた労働関係の構築」を述べたのは、その入口と言えるかもしれない。

経済の動向が政治の変化と相互に関連していることは、これまで見てきたように無論である。中国の政治的民主化を言う時、行政の首長の直接選挙を、郷、鎮レベルから、さらに、高度のそれに拡大すべきであり、経済の発展レベルの高まりによって、条件は成熟しつつあるという議論もある¹⁵⁸⁾。首長選挙とそれによる首長の当選後の執政においても、「中産階層」が社会内の多数を占める状況であれば、その行政の打ち出す政策が社会分裂を惹起する等の危険性は低下するであろう。

それでは、民主化への圧力が高まり、「中産階層」(中間層)が厚みを増す中で、今後の中国の国家としての安定には、どのようなことが考えられるであろうか。

第7章 中国国内の地域間統合

第1節 「地域経済帯」内での地域間関係

本論文では、今日の中国における中央－地方の問題をマルクス主義の理論等をも用いて論じて来た。マルクス主義にとって、「世界の政治経済に影響する基本的な力とは、階級闘争と不公平発展のそれらである」¹⁵⁹⁾。これまでに論じて来たように、「地域経済帯」は、上海等「中心」が、各「周辺」に経済的に進出することによって、経済の活性化を図り、その上で、各地域間の「不公平発展」をたださんとしたものであった。

資本主義史を世界システムとして位置付けたウォーラーステインは「世界市場の諸力の運営が違いを決め、それらを制度化し、長期に渡って、それらをして切り抜けることを不可能ならしめるのである」¹⁶⁰⁾と指摘している。

今日のWTO加入等によって、世界市場に組み込まれていることは、既に指摘した通りであるが、第5章第3節でも指摘したように、中国全体、或いは「地域経済帯」を「世界システム」と見做した場合、その内部で運営される「世界市場の諸力」、つまり、「地域経済帯」内で各地域間をまたいで経営される企業等が、例えば、労使(労資)等の貧富の格差に対して、政治参加等による是正、所謂「民主化」が期待されてる中で、現実の経済等の流れは、地域間格差の開きに対し、各地域での社会からの矛盾を惹起するであろう。つまり、「中心」－「周辺」の関係の中で、「中心」としては、「周辺」に対して低賃金等を求めて進出し得ることによって、経済的有利さを得たとしても、「中心」において、そのための工場移転等について、当該産業に従事する労働者等から、不満が高まれば、「地域経済帯」は、まず、「中心」において、社会の支持を得ることが困難になり出す。次に、「周辺」において、地方人代の活性化等により、「民主化」を進め、「労使(労資)等の貧富の格差」等の是正に努力し、当該地域内で経済活性化に努力しても、「中心」との地域間格差が開いている場合、既に発生している労働人口の「中心」への流出は止まらないであろう¹⁶¹⁾。

故に、「地域経済帯」内に、「中心」－「周辺」の関係が残ったまま、政治的民主化が進んだ場合、例えば、「中心」での失業を恐れる労働者から、或いは、経済的豊かさを求めて、「周辺」から「中心」へと向かう人口移動について、当初から「中心」に居住する市民の間から「地域経済帯」等への忌避の声が上がり、「地域保護主義」、「諸侯経済」を打破するはずだった市場経済に基づく「地域経済帯」の導入が、逆に、自ら「地域保護主義」を求めて、「諸侯経済」を強化、再来させることに

なるかもしれない。今日の中国をして「それらをして切り抜けることを不可能ならしめる」可能性がある。

したがって、国土の均衡な発展による地域間の「発展格差の縮小」が必要なのである。「改革開放」が始まって以来、政治経済の改革の流れの中で、中国共産党を中心とする中央（北京）による中央集権的国家運営たる「条条」は後退してきている。故に各地域（地方）たる「塊塊」による水平交通が重視されるべき状況にあると言えよう。「地域経済帯」の創設は、そうした動きの具体化と解釈できよう。そのためには、各省等、「諸侯」と称せられる各地域が、なるべく均等に発展することによる「中心」－「周辺」関係の解消が望ましい。地方人代の活性化等の「民主化」や19回党大会で提起された労働問題は労働者の権利保護等によって、労使（労資）関係の安定化をはかるのみならず、労働者の生活向上による各地域経済の向上による地域間格差を縮小することによって、「地域経済帯」を有効に機能させる効果を見出しうるのではないか。こうした動きは、「塊塊」同士の水平交通の構築を容易にするであろう。これは、例えば、各省を、本論文第1章でも検討したように、「独立国」とみなすならば、「独立国」たる「諸侯」を水平に連結する「政治同盟」の構築とも解釈できよう。「どちらかと言えば、“政治同盟”とは、諸国家のグループの中で、問題の全体的範囲において、決定をなすための制度の共通で民主的に統御されたシステムの構成を暗示している」¹⁶²⁾とされる。中国国内で徐々に民主化への動きが高まっていることが窺える状況の中、参考になる言葉である。

国際関係の世界では、「国際的政治統合は頻繁に、近代国民国家の主権の迂回、縮小、あるいは廃絶によって、特徴付けられる」¹⁶³⁾。近代国民国家を統一的「独立国」とすれば、先行研究でも、「上部権威」たる中央（北京）との関係が検討されている「大諸侯」たる「省」の下に、「中諸侯」、「小諸侯」が存在し、互いに対立し、統一は疑わしい状況では、「省」といえども、統一的「独立国」とは評価し難いと思われるが、「民主化」によって、「主権の迂回、縮小、あるいは廃絶」し、「塊塊」同士を連結する、「政治統合」をはかろうという試みは、「諸侯経済」、「地方保護主義」の解消に参考になるものであろう。

上記のようなアプローチからは、「統合は本質的に、そのメンバー間での外交的、経済的、社会的、又は文化的交換の高度かつ自己支持的レベルによって、定義されつつ、“諸国家の共同体”の形成として見なされる」¹⁶⁴⁾のである。「諸侯経済」、「地方保護主義」の解消においては、「地域経済帯」の中で、「そのメンバー間」において、特に「経済的、社会的」交換（ある程度の政治的民主化による労働者、消費者両面を併せ持つ市民の民意の反映を伴う地域独占体的企業の廃除等、市場経済の健全化）が大きな役割を果たすと考えられることは、これまでも検討して来た。「民意」を地方政治に反映させることができれば、「決定をなすための制度の共通で民主的に統御されたシステムの構成」に一步近付いたと評価し得るかもしれない。しかし、このような統合においては、「諸国家は、それらの民衆の社会、政治的態度によって（必ずしもではないにもかかわらず）、通常、支持されつつ、互いの行動に対する敏感な調節という継続するプロセスに拘束されるのである」¹⁶⁵⁾。

「互いの行動に対する敏感な調節」には、これまでに検討して来た「地域間格差」による統合への消極化、場合によっては、逆行も指摘できるとすれば、格差の解消による「地域経済帯」内の統合は、場合によっては容易ではないであろう。したがって、「条条」の後退による「塊塊」を中心とした中国の国内体制は、「諸侯経済」や「地方保護主義」のある程度の残存、存続の可能性をも踏まえて考察する必要がある。

第2節 「連邦制」モデルの中国における考察

「各地域たる『塊塊』による水平交通」、あるいは「諸侯」による「政治同盟」は、一種の連邦制とも言えるだろう。国際関係の理論においては、国家間統合について、「連邦制」モデルが存在する。

例えば、「古典的連邦主義の著作者たちは、立憲的革命の一種として、統合を見る傾向を持って来た－つまり、“国際的”なそれから、“国内的”政治システムへの劇的かつにわかの変化である。原理的な方法は、彼等が少なくともその時、強制的で、経済的で、かつ同一の力の遺産の部分的統御を譲渡する超国家的体制の形態において、システムのメンバーが交渉する構成国会議である。理想的には、これが新しい制度を満たす直接的で、システム大の選挙によって続けられることである。この過程における本質的ポイントは、国家主権の問題の直接的持ち出しである。連邦主義の最小限の要求は、新しい政治システムが、主権の法的表出のみならず、その政治的基礎（権力の遺産の配列）は、構成諸国と共に、最早、排他的に存在していないというところに発生するということである。動機（恐怖、外的圧力、経済的獲得）が何であれ、飾りのいくつか、又は独立の本質を譲渡するという、殆ど手に負えない状態でさえも押すのに十分に強力なものとして、推測される」¹⁶⁶⁾。

この「連邦制」モデルを今日の中国に当てはめると、「地方保護主義」の政策を採る「諸侯」による自地域経済の「保護」というべき状況を「諸侯」を超える体制に譲渡することを意味することになるかと思われるが、しかし、「システム大の選挙によって続けられること」が「理想的」である「超国家的体制」という「新しい制度」には、「塊塊」（地域）間格差が存続し続ける等の場合、統合に逆行する流れの発生によって妨げられる可能性があるという前節でも指摘した「現実」が存在していよう。連邦制モデルについては、次のような議論も存在する。

「システムのレベルでの統合をすることにおいて、全ての連邦主義者は、政治の主役性を強調することに統一されている。システム変化は、経済的あるいは技術的变化という広範囲で非個人的な力に依存するべく、というのは弱く、又、権力の遺産を蓄積し、統御し、さらに、雇用するシステムのエリートの能力により強く依存するべく、保持されるのである。手短に言えば、これは、政治生活の無作為で、意図的で、又、劇的な側面によって印象づけられつつも、非決定論的な哲学なのである。政治的な諸制度は、エリート間の現在進行的かつ創造的闘争の為の舞台として、又、彼等の紛争の結果が固められる手段の両方として、見られるのである。

政治的变化のそのようなイメージは、エリートと大衆の間の明確な違いと、エリートは頻繁に、彼等の社会における政治的又は経済的力から、独立的に行動しようという推測に依存している」¹⁶⁷⁾。

今日の中国において、「システム変化は、経済的あるいは技術的变化という広範囲で非個人的な力に依存するべく、というのは弱」い、という面があるとすれば、既存の政治システム（体制）が各地域社会たる「塊塊」とは別に、「エリート間の現在進行的かつ創造的闘争の為の舞台として、又、彼等の紛争の結果が固められる手段の両方として」機能している一面があるということが指摘できよう。今日の中国で採られている政治体制は、序章でも指摘したように、「民主集中制」である。

「民主集中制」については、現行中国憲法第3条に基付き、「中央政府は地方政府を統一的に指導することができる。たとえば、中央政府としての国务院には、省政府の省長、副省長などの人事権や省政府の定める地方政府規章の承認権をもっている。他方、省政府は中央政府の指導を執行する義務がある」¹⁶⁸⁾ことが指摘されている。つまり、省の行政の長は、中央（北京）による任命制であると言えよう。換言すれば、「彼等の社会における政治的又は経済的力から、独立的に行動しよう」エリートとも指摘できよう。

今日の中国という国家が「諸侯」を集める形になっているという意味で、実質的に半ば、「諸国家の共同体」の形成として見なされ得る状況においては、「民主集中制」が、「諸国家の共同体」の維持のために機能していると言えよう。つまり、中央（北京）は、「地方保護主義」に批判的かつ「地域経済帯」等に肯定的な者を省長に任命すればよいわけである。これは、「民主集中制」が「経済的あるいは技術的変化という広範囲で非個人的な力に依存するべく、というのは弱く、又、権力の遺産を蓄積し、統御し、さらに、雇用するシステムのエリート有能力により強く依存するべく、保持される」性格を有するということであるとも説明できる。

他方で、本論文では、社会矛盾をなるべく解消するために、地方人代を活発化させる必要があるであろうことを考察して来た。以上から、今日の中国の「中央－地方」関係は、市場経済の流れの中で「下」たる「塊塊」（各地方）で地方人代を利用した市民からの民意の反映と「上」たる中央（北京）からの「民主集中制」という一種のエリート支配の合作によって、「諸侯経済」、「地方保護主義」を打破せんとしている状況にあると言えよう¹⁶⁹⁾。

本節では、省間関係を中心に、「地域経済帯」の役割や地域統合等を検討して来た。本論文では、都市圏を中心とした農村地区との統合にも言及した。では、農村での村民自治である「郷」レベル等の政治行政はどうであろうか。

第3節 郷鎮自治と地域統合

本論文では、都市ならびに「省」を中心とした今日の中国国内の統合と、その下での農村等への効果の波及といった仮説を考察して来た。このような問題を考察せざるを得なくなった背景には、本論文第1章等で指摘したように、鄧小平の実権掌握による「改革開放」政策の開始があり、その政策が最初に始まったのは、農村であったことも既に指摘したとおりである。これらの動きが進むにつれて、農村部の政治、行政も、変化を求められるようになって来たと言えよう。農村の政府、又は行政の単位である「郷鎮」について、次のようなことが言われている。

「目前に存在している郷鎮政府は計画経済時代の産物であり、それが生み出された直接の動因は、耕作や種蒔きを保証する計画の実行と相対する管理の保証のためであった」¹⁷⁰⁾。しかし、今日では、「郷鎮政府は、以前の仕事の重心を失い、もとより有していた仕事の思考回路、方法、手段は既に新しく形成された需要に適應できなくなっており、これらは人々をして、郷鎮政府の職能に対し、疑問を出さしめている」¹⁷¹⁾。

計画経済の時代には、経済は国有経済であり、その計画の枠内での生産を生産現場たる農村に課す、というのが郷鎮政府の役割だったのであろう。いわば、農村における「条条」である。同時に、「条条」は、「新中国建国後、中国共産党は、基層政権を最も基層たる郷村一級にまで浸透させ、この種の制度設計は、小農経済がもたらした農村社会のバラバラで無組織な状態を終息させ、強大な社会動員作用を発揮し、直接に中国の社会主義近代化建設を支えた」¹⁷²⁾ということが言われている。中国共産党が採った「包括的抑圧体制」は、中国共産党を中心に中国全土を隅々までまとめあげ、軍事力重視のハイ・ポリティクスの現実主義的国際関係の中での中華人民共和国の国家としての位置付けを目指したもの¹⁷³⁾と言えるが、これまでも検討してきたように、WTO加入等、国際市場と連動する形で、「ハイ・ポリティクスの現実主義的国際関係」は半ば終わり、国内においても市場経済の浸透によって、「計画経済時代の産物」とも言うべき「条条」的性格は変質を迫られていると言えよう。

「郷鎮政府は、仕事の重点を企業を誘致し、生産経営、種蒔きや収穫を促す等の具体的事務を、農家や各経済主体に対し、方向付けのための模範を示すこと、及び発展環境を作ること等に移行させねばならず、社会管理と公共サービスの職能を強化すべき」であるされる¹⁷⁴⁾。

「郷鎮」においても、「農村」という「下部構造」(社会)に対する「上部構造」(政治権力)の直接管理が弛緩したという意味で、「条条」が後退したことが窺える。それでは、農村部において、「条条」に代わって「塊塊」による自主管理等の役割は強まっているだろうか。「近年の県郷関係の調整は、皆、県の直接部門の権力を強化し、郷鎮政府の権力を弱め、極めて多くの県級部門が、郷鎮において派出機構を有し、かつ、比較的多くの職権を掌握し、これらの人、物権と業務管理権の多くが上級部門に属し、郷鎮政府は口出しする権限がない。郷鎮政府の責任は大きく、権力は小さく、行政を統一して管理する方法がなく、郷鎮の管理職能を弱めている」¹⁷⁵⁾と指摘される。

「県」級行政機関を中心とする行政機構における「条条」が弊害をもたらしていることが窺えるが、「上級の意図と任務を過分に強調し、かつ、郷鎮政府の仕事の自主権を軽視することによって、往々にして、郷鎮政府を単純に上級の任務を完成させる工作機器に変成させている」¹⁷⁶⁾他、「郷鎮政府の“上にサービスし、下に金銭を求める”という職能の逆方向は、公信力(威厳)を失う深い体制の原因であり、郷鎮政府の上に対して過分に責任を負い、下に対して責任が不足していることは、したがって、広大な群衆の中で、公信力を失うことを導いているのである」¹⁷⁷⁾。現実の問題として、「郷鎮政府の政策執行に対して言うなれば、庶民の郷鎮政府の承認の程度、つまり、状況は非常に楽観的ではなく、ある地区の群衆の当地への公信力の程度は殆どゼロである」¹⁷⁸⁾という状況である。換言すれば、農村部における中国共産党の現体制の「実効性」と「正統性」は既に失われており、故に、農村部においても、政治的民主化¹⁷⁹⁾が必要ということなのであろう。村民参加と直接選挙による「村民委員会」の選出、村民による「自己管理、自己教育、自己サービスといった一項の基本制度の実行」が言われている¹⁸⁰⁾。農民自身による地域社会の自主管理であり、農村での「下部構造」の「市民社会」化への動きである。「『塊塊』による自主管理」化と言っても良いだろう。

「自主管理」が言われる農村の郷鎮政府のサービスの1つとして、「農民の市場主体的地位や権益の維持」や「農村教育、衛生、交代、体育、環境保護等社会事業発展の加速化」言われる¹⁸¹⁾。特に、「農村教育」は、上記の政治面での「『塊塊』による自主管理」のためには不可欠な要素であろう。しかし、「中西部の各省区の郷鎮政府」を中心として、経済的に厳しい郷鎮政府も少なくない¹⁸²⁾。それらの地区の経済力向上のための「地域経済帯」でもあることは既に指摘した通りであるが、全国レベルの経済発展や人民生活等に影響する「農業生産基礎施設建設、基礎教育」等については、郷鎮政府の負担とすべきではないとされる¹⁸³⁾。

教育負担は、「實際上、郷鎮政府と農民群衆が主たる責任を担っており、これは一方面では、相当な多くの地区の県郷財政が持ちこたえることを困難にしており、農村義務教育の発展に嚴重な影響を及ぼし、別の一方面では、農民の過重な教育負担を招いているのである」¹⁸⁴⁾。この農民達に対する過大な負担を軽減するため、「最も実行可能な方法は、まさに、農村の小中学校教師の給与を中央、地方政府の共同負担に改め、県が統一管理することである」¹⁸⁵⁾とされる。「世界各国では、義務教育教師は、国家公務員或いは地方公務員の系列に入れられており、給与は、中央或いは高層次の地方財政が担っている」¹⁸⁶⁾ことも指摘されている。

「農民の市場主体的地位や権益の維持」を目指して教育を行うとすれば、それは「上部構造」からの自立という意味で、経済面でのある種の「『塊塊』による自主管理」を目指すものであろう。その

財政的負担等を「中央或いは高層次の地方財政が担」うとすれば、上級政府が郷鎮政府に、市場経済への対応力を教育行政の面から波及させているということであり、本論文で検討して来た都市圏を中心に農村部を統合するというモデルに一致するものがあると言える。

「改革開放」から始まった市場経済化の流れの中で、農民のさらなる豊かさのために、「積極的な小都市化を推進し、農村の富裕労働を非農産業に移転させることを奨励し、徐々に農民を減少させ、就業の機会を増大し、大幅に小都市化の水準を高め、農村人の資源占有量の均分を増し、工業と農業、都市と農業の発展の良い相互作用をなさねばならない」とされる¹⁸⁷⁾。旧来の「条条」による中央からの集権的経済運営と国家統合に代わって、各地域たる「塊塊」による水平交通に基づく経済運営と国家統合をはかろうという動きであり、この面からも「諸侯経済」や「地方保護主義」の打破が求められるであろう。さらに、人的資源の移動にあたって、農民工と都市労働者は同じ権利を有すべきであり、一部の地方では人々の自由な往来を制約して来た戸籍制度を緩和し始めており、「この種の限界を取り消す条件も既に比較的成熟している」¹⁸⁸⁾という指摘や農民の中産階層化を目指すことを目的とした戸籍制度打破の主張がある¹⁸⁹⁾。

既に論じたように、都市への農村からの人々の大量流入ということになった場合、その都市が「地方保護主義」に回帰せんとする動きを見せた場合、それを防ぐために、前節で論じた「連邦制」モデルに見られる「エリート」が、都市－農村の統合問題においても、市場経済化による「条条」の後退とそれに代わる「塊塊」の水平交通による国家統合にとって、今暫くは必要とされているのが、今日の中国の現状かもしれない。

終章 様々な多元化の中での今後の中国の行方

本論文では、「諸侯経済」と称される状況の下にある今日の中国を長江流域を中心に、各氏の先行研究をも援用しつつ、考察して来た。序章でも問題提起したように、①上海を中心とした経済圏の他、「②中心部から進出される諸地域の現実。③各『周辺』への（経済的）『中心』からの経済進出等に対する『上部権威』としての『中央』（北京）の対処、等で」あった。

上記の①、②、③は互いに関連していると言える。序章では例えば、②については以下のように問題提起した。

「上海、広州等の先進地域を中心とした経済圏が確立すれば、状況は変化するのではないか。例えば、上海に本社を置く企業が周辺諸地域に進出する場合、地域間障壁がある場合、進出は難しい。しかし、それが存在しないか、低い場合、進出し易い。上海等からの企業を受け入れる各地域としても、進出の受容によって地元労働者の雇用やそれによる経済化活性化等が見込まれれば、自地域の党支部、政府の実効性、正統性にとっても、プラス効果であるという意味では、有難いのではないか。……」

しかし、地方政府が地元企業の資本家・経営者等と利害が通じていたり、又、地方政府自らが企業を経営する等、一種の資本家と化している場合には、障壁を高くする道を選ぶかもしれない。さらに、各地域の資本家（或いは経営陣とその見方をする地方政府）－労働者といった性格の階級対立も生じて来よう。したがって、その是正等のために、所謂、政治権力への『市民参加』による民意の反映等の『民主化』が必要になってくるのであり、それによる行政権力の是正が欠かせなくなって

来よう。故に、『諸侯経済』を論じるためには、地域間格差の他、各地方、地域内での経済的配分格差の問題、それへの対処としての階級闘争（理論）等の検討が必要になってくる。

以上のような「民主化」の問題について、既に資本家の入党を認めた中国共産党に対し、本論文では、地方人代の活性化により、広範な労働者層の利害を反映させることで、なるべく、労働者層が不利益を被らないように法的枠組みを整備していかねばならないのではないかと、という議論を展開した。資本家、経営陣に対する地方人代（地方議会）を舞台とした労働者側からの階級闘争の展開である。これは、③とも関連した動きである。

地方政府、共産党幹部が「地元企業の資本家・経営者等と利害が通じていたり、又、地方政府自らが企業を経営する等、一種の資本家と化している場合には、障壁を高くする道を選ぶかもしれない」ことについて、「地元企業」が地方政府の庇護の下で、独占体と化した場合、消費者として、選択の余地が大幅に狭められ、消費生活に不利益を被る他、労働者の立場としても、独占体と化した当該企業への不満があっても、現行の政治権力から独立した自主労組が存在しない等の原因で、労働条件等に対し、不満と政権批判を募らせた場合、中国共産党は実効性と正統性を失い、最終的には、第1章第1節で見た「大民主」、即ち、暴動、反乱等、既存の体制の枠組みそのものを破壊せんとする無秩序状態の発生も懸念されることは、本論文中で見て来た通りである。さらに、当該「独占体」と他地域から進出して来た企業等が競争する場合、当該「独占体」以上に、地元の政治権力に取り入れねばならず、贈収賄等の政治腐敗もさらに悪化して行く。これらも中国共産党の正統性を失わせて行くであろう。したがって、地方人代の活性化、即ち「民主化」は、経済成長を維持しつつ、経済的配分の公平性を確保し、且つ各地域での政治腐敗を除去し、既存体制である中国共産党政権の実効性と正統性を維持するという意味で、「各『周辺』への（経済的）『中心』からの経済進出等に対する『上部権威』としての『中央』（北京）の対処」等の問題でもあった。又、それは「『諸侯経済』の状況にある今日の中国について、主に進出される側、いわば『周辺』の立場から、仮説を組み立ててみた。これらの状況に対し、『中央』（北京）が『上部機関』として、どのように対処するのかも、興味あるところであり、又、検討すべき課題で」あった。

第19回党大会でうたわれた「長江経済圏」をはじめとする「地域経済帯」は、その「対処」の具体例であり、市場経済の流れを促進によって、「中心」（例えば、上海）の「周辺」への進出による「地域間格差」の縮小を目指したものであったが、換言すれば、「市場経済」という今日の中国における「下部構造」（社会）の現実と、その矛盾を是正するための「階級闘争」という「下部構造」内の活動を「地方人代」という議会制度を通して、利用し、既存の「上部構造」（政治権力）という「上」が「下部構造」（社会）という「下」からの動きと合作しようとした性格をも有していた。したがって「①上海を中心とした経済圏」等の「地域経済帯」は、既存の体制の実効性と正統性を維持せんとする中国共産党に代表される「上部構造」と豊かさを享受せんとする「下部構造」の利害が、「市場経済」という枠組みの中で一致することが求められる性格のものであると言えよう。既に指摘した通り、広範な労働者、農民が「中間層」化すれば、中国共産党の現行体制はさらに安泰と言えるかもしれない。そのためには、階級闘争を含めつつも、今日の中国は、所謂「民主化」の道を歩まざるを得ないと筆者は考える。以上のように述べた上で「様々な多元化の中での今後の中国の行方」に注目したい旨を申し上げて、本論文を終わりたい。

注

- 1) 天児聡『中華人民共和国史 新版』岩波新書、2013年、pp.199 - 200
「階級政党」は特定の階級の利害を代表する政党である。本文中にも見るように、中国共産党は「労農階級」という「特定の階級」の利害を代表する政党であったが、資本家への入党許可によって、「社会内の様々な利益を代表すると標榜する政党」である「国民政党」と化した。「国民政党はその性格上、包括政党」とされる（猪口孝他『政治学事典』弘文堂、2005年、p.61）。
- 2) J= リンス、高橋進他訳『全体主義体制と権威主義体制』法律文化社、1995年、pp.143 - 144
拙稿「商紳政権 - 連省自治と現実 - 広東省の場合（終編）」『立命館文学』576号、参照
本文中に見るとおり、今日の中国共産党は、一党の下に様々な利害を包括し、「権威主義」政権と化しているのが現状である。
- 3) 大連、上海、武漢等の都市部における中国共産党のスローガンを掲げた看板には、本文中に見るような「民族」に関する文言を頻繁に見かける（2018年現在）。
- 4) 「堅決維護中央權威和集中統一領導」『人民日報』2017年11月24日、「堅決維護以習近平為核心的党中央權威和統一領導」『人民日報』2018年3月2日
- 5) 川島弘三『社会主義の軍隊』講談社現代新書、1990年、pp.166-172、179-185、201
- 6) 江利紅「中国憲法における『民主集中制』の原則およびその課題」（インターネットからのダウンロード）参照
- 7) 沈立人、戴園農「我国“諸侯經濟”的形成及其弊端和根源」『經濟研究（月刊）』1990年第3期、pp.12 - 13
- 8) 川田侃、大島英樹編『國際政治經濟辭典 改訂版』東京書籍、2003年、p.207、賀来弓月『地球化時代の國際政治經濟』中公新書、1995年、pp.42 - 43
- 9) 中共中央党史研究室『中国共産党的九十年 社会主義革命和建設時期』中共党史出版社、p.821。以下、同資料は『社会主義革命和建設時期』と表記する。
- 10) 「我国“諸侯經濟”的形成及弊端和根源」前掲雑誌、p.13、呉国光、鄭永年『論中央 - 地方關係 中国制度轉型中的形成及一個軸心問題』牛津出版社、1995年、p.26、125
- 11) 閻娟榮、胡少華「我国地区經濟發展態勢」『決策与信息』2003年第2期 総第219期、p.7
- 12) 本文中提起した階級対立、階級闘争等の問題の他に、今日の中国では、環境問題も重要な問題と言えるだろう。中国共産党第19回党大会での經濟関連の討議についてまとめた『学習十九大報告:經濟50詞』（柳斌杰主編、王天義副主編、人民出版社、2018年）でも、「健全な緑の低炭素循環發展の經濟体型は、人民のために良好な生産と生活環境を創造し、人民の幸福感を増加しうる」（p.163）と指摘されている。環境問題も政権の実効性や正統性に関する問題であると言えよう。本文中に見る「長江經濟帶」でも、環境問題に関する指摘がある（p.99）。環境問題も、例えば、「健康に生きる権利」 - 「經濟的利害を追求する企業等の事業体」という意味での利害対立と解釈できようが、本論文では、階級対立や地域間格差を中心に据えた「經濟的利害」の配分の問題を中心に論じ、環境問題に関する利害対立等については、後日、改めて論じたい。
- 13) 拙稿「商紳政権 - 連省自治と現実 - 広東省の場合」『立命館文学』569号、「商紳政権 - 連省自治と現実 - 広東省の場合（続編）」『立命館文学』571号、「商紳政権 - 連省自治と現実 - 広東省の場合（終編）」『立命館文学』576号、参照
- 14) 前掲『社会主義革命和建設時期』、p.484
- 15) 劉承礼「理解当代中国的中央与地方關係」『当代經濟科学』2008年9月第3卷第5期、p.27
- 16) 同上、p.27
- 17) 同上、p.27
- 18) 同上、p.27
- 19) 前掲『社会主義の軍隊』、p.172
- 20) 「理解当代中国的中央与地方關係」前掲雑誌、pp.27 - 28
- 21) 前掲『中華人民共和国史 新版』、p.36
- 22) 同上、p.28

- 23) 同上、p.28
- 24) 同上、p.28
- 25) 同上、p.28
- 26) 前掲『中華人民共和国史 新版』、pp.66 - 67、小島晋治、丸山松幸『中国近現代史』岩波新書、1986年、pp.236 - 237
- 27) 前掲『社会主義の軍隊』、pp.164 - 166
- 28) 「理解当代中国的中央与地方關係」前掲雑誌、p.28
- 29) 前掲『社会主義の軍隊』、pp.164 - 166
- 30) 「理解当代中国的中央与地方關係」前掲雑誌、p.30
- 31) 同上、p.30
- 32) 「我国“諸侯經濟”的形成及其弊端和根源」前掲雑誌、pp.12 - 13
- 33) 「理解当代中国的中央与地方關係」前掲雑誌、p.30
- 34) 同上、p.30
- 35) 同上、p.31
- 36) 同上、p.31
- 37) Jan Aart Scholte, *The globalization of world politics*, John Bsylys & Steve Smith, *The Grovalization of World Politics second edition*, Oxford university press, p.26
- 38) 「“行政經濟”：地方保護主義的温床」『創造』1995年第5期、p.54
- 39) 同上、p.54
- 40) 周作翰「地方保護主義是腐敗的温床」『当代世界与社会主義』（双月刊）2002年第4期、p.47
同論文は、「裁判所が当地の様々な党政領導の関与に抵抗が難しく、心ならずしも、不公正裁判を行っている」（p.47）ことを指摘している。「党政」の「党」とは無論、中国共産党のことであろうが、同党の地方組織が、中央からの指示よりも、独自に当該地域優先の行政を行い、「民主集中制」が機能しなくなっていることを窺わせる記述である。
- 41) 「“行政經濟”：地方保護主義的温床」前掲雑誌、p.54
- 42) 姚洋「関注中国諸侯經濟」『決策与信息』2003年第5期、p.32
- 43) 同上、p.32
- 44) 同上、p.32
- 45) 同上、p.33
- 46) 同上、p.33
- 47) 「理解当代中国的中央与地方關係」前掲雑誌、p.36
- 48) 李芝蘭「跨越零和：思考当代中国的中央地方關係」『華中師範大學學報（人文社会科学版）』第43卷第6期、2004年11月、p.122
- 49) 同上、p.122
- 50) 「我国地区經濟發展態勢」前掲雑誌、p.8
- 51) 前掲『社会主義革命和建設時期』、p.629
- 52) 同上、pp.633 - 635
- 53) 中共中央党史研究室『中国共産党的九十年史 新民主主義革命時期』中共党史出版社、pp.247 - 250、257。以下、同資料は『新民主主義革命時期』と表記する。
- 54) 拙稿「商紳政權－連省自治の理念と現実－広東省の場合（終編）」『立命館文学』576号、参照
- 55) ロバート＝ダール著、高島道敏他訳『ポリアーキー』三一書房、1981年、pp.9 - 12
- 56) マルクス、エンゲルス著、大内兵衛訳『共産党宣言』岩波文庫、2007年、p.40、44、参照
- 57) 拙稿「商紳政權－連省自治の理念と現実－広東省の場合（終編）」『立命館文学』576号、参照
- 58) NHKドキュメンタリー「毛沢東の遺産」（テレビ番組）、参照
- 59) 「工場の枠を超え中国労働者デモ」『日本経済新聞』2010年6月5日
- 60) 「跨越零和：思考当代中国的中央地方關係」前掲雑誌、p.119
- 61) 中共中央党史研究室『中国共産党的九十年 改革開放和社会主義現代化建設新時期』中共党史出版社、

- p.688。以下、同資料は『改革開放和社会主義現代化建設新時期』と表記する。
- 62) 同上、p.689、691
- 63) 同上、p.691
- 64) 『鄧小平文選』第2巻、人民出版社、1994年、p.315
- 65) 前掲『改革開放和社会主義現代化建設新時期』、p.692
- 66) 前掲『社会主義革命和建設時期』、p.501、前掲『中華人民共和国史 新版』、p.30
- 67) 前掲『社会主義革命和建設時期』、pp.500 - 501
- 68) 前掲『改革開放和社会主義現代化建設新時期』、p.693
- 69) 同上、p.693
- 70) 同上、p.693
- 71) 同上、pp.696 - 697
- 72) 同上、p.694
- 73) 同上、p.695
- 74) 同上、p.696
- 75) 同上、p.696
- 76) 毛里和子『中国とソ連』岩波新書、1989年、pp.73 - 76
- 77) 前掲『改革開放和社会主義現代化建設時期』、p.700
- 78) 同上、p.701
- 79) 同上、pp.701 - 705
- 80) 同上、p.784
- 81) 同上、p.785
- 82) 論文「中国ビール産業の成長と産業政策」は「各地方政府にとって、雇用の確保は現在もなお大きな課題の1つである。その意味では、鉄鋼、自動車産業などのように裾野は広くないものの、ビール産業は地元労働者の雇用創出に貢献してきたと言えよう」と指摘（高橋宏幸「中国ビール産業の成長と産業政策」『現代中国研究』第21号、p.89）した上で、地方の共産党、政府幹部が企業幹部を兼ねている実態について「地方保護主義とも関連するが、ビールメーカーに対する地元政府による出資も、こうした点を裏づけている。例えば青島啤酒は山東省政府が支援する8社の1つであり、燕京啤酒には間接的に北京市政府が資本参加している。他にも、珠江啤酒には広州市政府が資本参加し、重慶啤酒は重慶市政府が筆頭株主になっている。さらに、外資企業の事業においても、それが合弁によるものである場合、地元政府機関が関与しているケースが多い。例えば、サントリーの連雲港市（江蘇省）での事業は、地元の軽工業会社との合弁で行われている。また、ビールメーカーに限ったことではないが、董事長が共産党の要職を兼務している例も多く、国・地域全体に対して絶大な権限を有する。彼らは地域経済の活性化と雇用の確保を最優先する傾向にある」と論じている（同上、p.89）。ビール工場が中国各地に建設され始めたのは1980年前後であったが、この時期のビール工場建設は、「労働力の自由な移動ができなかった当時の社会背景の下で」、税源の確保のみならず、文革により下放されていた青年層等の雇用確保の目的があった（同上、p.88）。労働者の雇用確保は各地方の共産党支部、政府にとって、「実効性」と「正統性」の間われる問題だといえよう。しかし、各地方政府、共産党が「地域経済の活性化と雇用の確保を最優先する傾向に」あったとしても、本文中でも指摘したように、労働者は同時に消費者であり、消費者的立場から見た時、「地方保護主義」の下にある各企業が独占体と化し、健全な市場競争（消費者の自由な選択）を妨げる場合には、消費生活の面から、「実効性」が疑われる可能性もあろう。又、労働者の立場からしても、本文中にも見るように、現政権である中国共産党から自立した労組は存在が許されていないという事情等から、「董事長が共産党の要職を兼務している」企業等で労使（労資）紛争等が発生した際には、労働者の権利が抑圧されるという事情も発生するのではないかと思われる。又、既に、今日の中国社会は「労働力の自由な移動が」なされる社会になっており、それに伴い、本文中でも議論するように、既存の戸籍制度の変革等も主張され始めている。筆者は「ビール産業」をはじめ、「地方保護主義」の下にある各種産業の実態については、以上のような視点での検討が必要であると考ええる。
- 83) 前掲『改革開放和社会主義現代化建設時期』、p.820

- 84) 同上、pp.821 - 822
- 85) 張王芳、施雪華「加入 WTO 对当代中国政治变遷的負向影響及其对策」『華中師範大学』（人文社会科学版）第 43 卷第 6 期、p.72
- 86) 同上、p.72
- 87) 同上、p.72
- 88) 同上、p.73
- 89) 同上、p.72
- 90) 同上、p.73
- 91) 同上、p.73
- 92) 同上、p.74
- 93) 同上、p.73

同論文で、本文中に見るような「司法部門」関係の指摘がなされているのは、先の脚注内でも見たように、司法方面からも、「民主集中制」を回復し、「中央」（北京）を中心とした全国的統一の回復を追求せんとした動きであることは無論であろうが、換言すれば、現実方面の経済と、「実効性、正統性現実」を回復、維持したいという政治方面の現実のせめぎあいと言えよう。

- 94) 同上、p.74
- 95) 同上、p.73
- 96) 同上、p.73
- 97) 「地方保護主義是腐敗的温床」前掲雑誌、p.46
- 98) 同上、p.46
- 99) 同上、p.46
- 100) 「中国進出企業の労使関係 党主導の体制に限界」『日本経済新聞』2010年6月18日
- 101) 「加入 WTO 对当代中国政治变遷的負向影響及其对策」前掲雑誌、p.73
- 102) 同上、p.73
- 103) 同上、p.73
- 104) 「地方保護主義是腐敗的温床」前掲雑誌、p.47
- 105) 同上、p.48
- 106) 前掲『学習十九大報告：経済 50 詞』、p.27
- 107) 同上、p.28
- 108) 同上、p.16
- 109) 同上、p.166
- 110) 同上、p.166
- 111) 同上、p.167
- 112) 同上、p.168
- 113) 同上、p.168
- 114) 同上、p.73
- 115) 同上、p.77
- 116) 同上、p.78
- 117) 同上、p.78
- 118) 同上、p.79
- 119) 前掲『社会主義革命和建設時期』、p.502
- 120) 前掲『学習十九大報告：経済 50 詞』、p.79
- 121) 同上、p.80
- 122) 同上、p.87

「西部大開発」は、沿岸部が助けつつ西方内陸部の開発を進めるという構想。「西部大開発」については、前掲『改革開放和社会主義現代化建設新時期』（pp.828 - 831）を参照。「西部大開発」は、本論文中で論じる「長江経済帯」等の構想とも重なるものがあると言えよう。

- 123) 前掲『学習十九大報告：経済 50 詞』、p.87
- 124) 同上、p.87
- 125) 同上、p.98
- 126) 同上、p.98
- 127) 同上、p.98
- 128) 同上、pp.98 - 99
- 129) 同上、p.99
- 130) 同上、p.99
- 131) 同上、p.100
- 132) Stephen Hobden and Richrad Whn lones, Marxist theories of International Relations, *The Globalization of World Politics*, pp.200 - 201
- 133) Stephen Hobden and Richrad Whn lones, p.208
- 134) 「剰余価値説」は、投下労働量を時間で計測する「労働価値説」に基づき、投下労働量によって商品の値段が決まるとしている。例えば、労働者 A が 1 時間の労働と交換に 1000 円の給与の支払いの契約で、原料、機械設備等を 1000 円で購入した資本家（経営者）B に雇用された場合、A には 1 時間の労働義務しかないはずである。しかし、それでは、B は利益を得ることができない。したがって、A は B の為に、契約の 1 時間以上の労働、即ち「不払い労働」をしなくてはならず、その「不払い労働」が産出した価値が B の利潤となるわけである。しかし、資本主義経済は市場経済であるため、B は他の資本家（経営者）よりも消費者の関心を買おうと、安売り等、「不払い労働」が産出した価値」の押し下げを行なうかもしれない。しかし、そのままでは、B の利潤も低下し、B は利潤の継続確保が不可能になるため、A に給与として支払っていた既存の金額を減額せざるを得なくなる。しかし、本文中にも指摘したように、労働者は同時に消費者でもある。給与の減額によって可処分所得が減ると、消費者としての能力も減退して行く。資本家（経営者）は購買者を失い、労働者の雇用を維持できなくなり、雇用先を失った労働者は失業者化することで、さらなる消費能力の減退を招くという悪循環の構図である（以上については、カール＝マルクスの諸著作等を参照されたい）。以上のような悪循環を抑制し、消費生活を含め、市場経済、社会を好循環に導くためにも、階級闘争等の労働運動をも含めた自主管理社会としての「市民社会」の概念が求められていると言えよう。
- 135) Stephen Hobden and Richrad Whn lones, pp.207 - 208
- 136) 鄭国中「中国中産階層正在草莽崛起」『決策与信息 2003 年第 4 期第 221 期』、p.24
- 137) 奚春華「民主政治：和諧世界社会的政治基石」『天水行政学院学報』2007 年第 3 期総第 45 期、p.43
- 138) 同上、p.43
- 139) 前掲『中華人民共和國史 新版』、pp.13 - 15、20 - 21
- 140) 「民主政治：和諧世界社会的政治基石」前掲雑誌、p.42
- 141) ソ連、中国における郡の役割については、前掲『社会主義の軍隊』を参照されたい。
- 142) 「民主政治：和諧世界社会的政治基石」前掲雑誌、p.43
- 143) 同上、p.43
- 144) 同上、p.43
- 145) 張秀麗「群体政治参与問題探析」『天水行政学院学報』2007 年第 2 期 総第 44 期、p.12
- 146) 同上、p.12
- 147) 同上、p.13
- 148) 同上、p.13
- 149) 「民主政治：和諧世界社会的政治基石」前掲雑誌、p.42
- 150) 「中国中産階層正在崛起」前掲雑誌、p.23
- 151) 同上、p.23
- 152) 同上、p.23
- 153) 同上、pp.23 - 24
- 154) 同上、pp.24 - 25

- 155) 同上、p.25
- 156) 同上、p.25
- 157) 「加入 WTO 对当代中国政治变遷的負向影響及其对策」前掲雑誌、p.73
- 158) 何得桂「拡大基層民主必須直面三個問題」『天水行政学院学報』2007年第3期第45期、p.50
- 159) Robert O.Keohane, *After Hegemony*, Princeton university press, p.41
- 160) Robert O.Keohane, p.42
- 161) 「中国中産階層正在崛起」前掲雑誌、p.25
- 162) Charles Pentland, *International Theory and European Integration*, Faber and Faber limited, 1973, p.34
- 163) Charles Pentland, p.29
- 164) Charles Pentland, p.29
- 165) Charles Pentland, p.29
- 今日の国際関係の世界では、多国籍企業の活動等、国境を超えた経済等による「相互依存」が言われる。こうした問題には、環境問題も含まれる。この他、「労働者が国境を超えて移動し、又、研究と発展の費用が日々加速している時代には、社会福祉や経済発展の純粋な国家的計画はますます困難であるという認識が増大している」(Charles Pentland, p.77)。他国からの人口流入等による社会福祉費用等の増大等は、人間の自由な移動がなされている EU 加盟欧州諸国においても、特に経済的に発展している諸国にとっては、大きな負担と化していると言えよう。国民投票による英国の EU 離脱、フランス大統領選挙での極右・国民戦線の台頭はそれらを反映したものであろう。
- 166) Charles Pentland, p.163
- 167) Charles Pentland, p.165
- 168) 「中国憲法における『民主集中制』の原則およびその課題」、p.11
- 169) 地方人代については、「人民代表大会およびその常務委員会は、『監督法』で定めている各監督方式を利用し、行政機関と司法機関をコントロールすることができるが、現実には、人民代表大会の監督が十分に行われているとはいえない」(「中国憲法における『民主集中制』の原則およびその課題」、p.18)と指摘されている。「各級人民代表大会」等は、「中国の地方では、日本のような地方自治団体ではなく、国家機関の一部として」設置されるため(同上、p.6)であろうが、本論文中にも見て来たように、「各級人民代表大会」の活発化が言われている。どの程度、「活発化」すなわち「民主化」し得るかについては、やはり、本論文中に見たように、市場経済の流れの中での「中間層」の成長状況や地域間格差の縮小等を含めた「中央－地方」関係の変化に関連すると言えよう。
- 170) 林修果、鄭心瑜「対轉變郷鎮政府機能的幾点認識」『天水行政学院学報』2007年第3期総45期、p.51
- 171) 同上、p.51
- 172) 張艷娥「後農業税時代郷鎮政府公信力的重塑」『天水行政学院学報』2007年第3期総45期、p.62
- 173) 前掲『中華人民共和國史 新版』、p.82
- 174) 「対轉變郷鎮政府機能的幾点認識」前掲雑誌、p.52
- 175) 同上、p.52
- 176) 「後農業税時代郷鎮政府公信力的重塑」前掲雑誌、p.62
- 177) 同上、p.62
- 178) 同上、p.62
- 179) 楊雪冬「分権、民主与地方政府公共建設責任」『華中師範大学学報(人文社会科学版)』2004年11月、p.63
- 180) 「対轉變郷鎮政府機能的幾点認識」前掲雑誌、p.53
- 「郷鎮幹部」には、公共政策等を自分の経済利益のために利用したり、腐敗墮落し、場合によっては犯罪勢力と結び付く等、民衆の信頼をひどく損なう者もいると言われる(「後農業税時代郷鎮政府公信力的重」前掲雑誌、p.63)。「改革開放」以後の市場経済化の流れの中で、地位を利用しての贈収賄等を含め、利益の独占等の背信行為が農村においても続発しているのであろう。こうした問題への対処のためにも、都市部同様、農村部でも民主化は不可欠の道であろう。

- 181) 「後農業稅時代鄉鎮政府公信力的重塑」前揭雜誌、p.64
- 182) 同上、p.63
- 183) 同上、p.64
- 184) 劉連銀、童兆穎「『三農』問題的對策分析」『決策與信息』2003年第5期 總第222期、p.30
- 185) 同上、p.30
- 186) 同上、p.30
- 187) 同上、p.31
- 188) 同上、p.31
- 189) 「中國中產階層正在崛起」前揭雜誌、p.25

(本學博士後期課程修了者)